

hinata  
MIYAZAKI

資料 2

# 宮崎県新型コロナウイルス感染症 第 5 波分析・検証（案）

宮崎県

## 目次

### 第1章 本県における第5波の総括

1 総括	1
2 入院・療養の状況	9
3 ワクチン接種による感染状況等への影響	12
4 変異株の状況	14

### 第2章 これまでの取組の状況と今後の対策

1 感染状況の分析・公表	15
2 検査体制	16
3 医療提供体制	20
4 飲食店対策	23
5 イベントの開催制限	26
6 高齢者施設対策	28
7 市町村との連携	29
8 県民への普及啓発	30
9 警報発令・県民への行動要請	32
10 ワクチン接種の推進	38

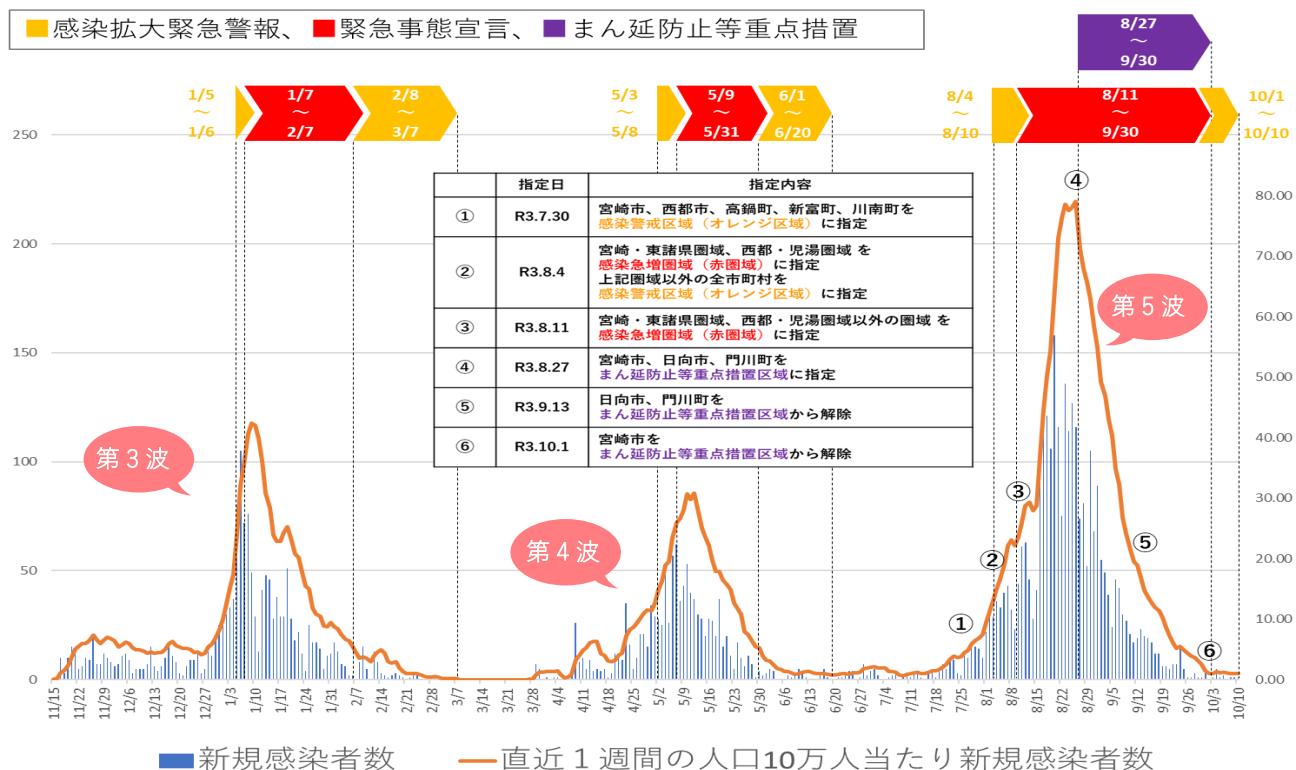
# 第1章 本県における第5波の総括

## 1 総括

新型コロナウイルス感染症の第5波では、感染力の極めて強いデルタ株の影響で、日本中がこれまでに経験したことのない感染爆発に襲われた。

県内では、第4波の沈静化後、6月下旬から7月中旬にかけて、比較的落ち着いた状況が続いたが、第3波の沈静化後のように、新規感染者が0人の日が続く状況までには至らず、散発的な感染が続いた。7月下旬には、宮崎市や西都市でのクラスター発生に伴い、新規感染者が増加し、8月に入ると、全国的に過去最悪の感染爆発が続く中で、県内でも県外由来の感染が拡大し、感染者が急増した。このような状況を踏まえ、お盆休みの人流の増加を前に、8月11日に3度目となる県独自の「緊急事態宣言（レベル4）」を発令した。宣言発令後も、宮崎市を中心にクラスターが続発し、連日1日の新規感染者数が100人を超える感染爆発の状況に至り、医療提供体制は極めて厳しい状況が続いた。このため、国に「まん延防止等重点措置」の適用を要請し、8月27日から本県に初めて適用され、感染状況が特に厳しい宮崎市、日向市及び門川町の2市1町を「重点措置区域」に指定した。その後、8月下旬をピークに感染者は徐々に減少に転じ、9月末に「まん延防止等重点措置」が解除され、10月1日に県独自の「緊急事態宣言（レベル4）」から「感染拡大緊急警報（レベル3）」に移行した。

10月上旬以降、県内の感染は沈静化していることから、本県の第5波の期間は、第4波の感染が沈静化し、「特別警報（レベル2）」に移行した6月21日から、第5波の「感染拡大緊急警報（レベル3）」を終了した10月10日までと位置付け、分析・検証を行う。



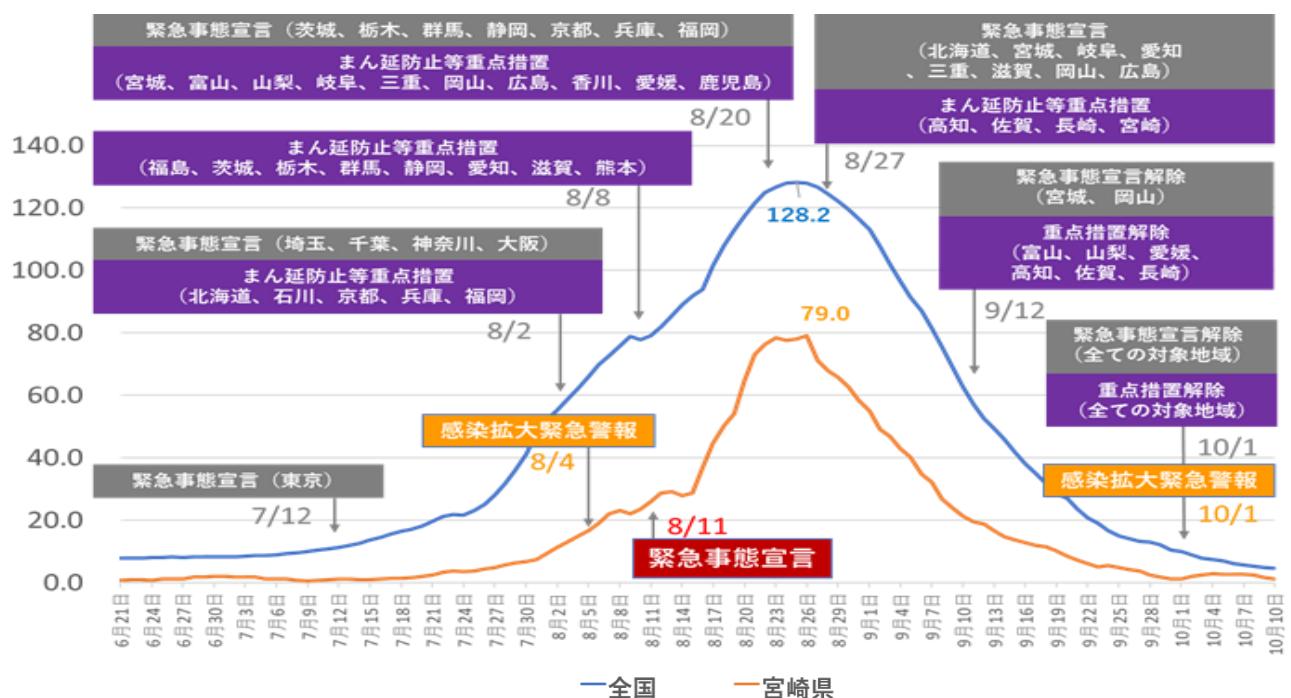
## (1) 本県の第5波の概要

	第3波	第4波	第5波
期間	113日(11/15～3/7)	86日(3/27～6/20)	112日(6/21～10/10)
総感染者数	1,576人	1,112人	3,070人
1日当たり新規感染者数(最大)	105人(1/6)	62人(5/7)	158人(8/20)
直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数(最大)	42.4人(1/9)	30.8人(5/12)	79.0人(8/26)
直近1週間の人口10万人当たりの全療養者数(最大)	50.3人(1/10)	45.0人(5/12)	115.7人(8/27)
クラスターの発生数	22件	25件	48件
死者数(致死率)	21人(1.3%)	5人(0.4%)	14人(0.5%)
重症者数(重症者率)	24人(1.5%)	20人(1.7%)	21人(0.7%)
1日当たり入院者数(最大)	102人(1/13)	84人(5/16,17)	155人(8/30)
1日当たり重症者数(最大)	10人(1/24)	7人(5/20,21)	12人(9/11)
1日当たり宿泊施設療養者数(最大)	118人(1/7)	116人(5/12)	194人(8/24)
1日当たり施設(高齢者施設等)療養者数(最大)	24人(1/20～22)	32人(4/28～5/3)	10人(8/21～23)
1日当たり自宅療養者数(最大)	258人(1/10)	221人(5/13)	800人(8/27)

本県における第5波は、第3波、第4波と比較して、極めて強い感染力を有するデルタ株の蔓延により、感染者が多く発生しており、第5波における総感染者数は第4波までの累計の総感染者と同等の人数となっている。爆発的な新規感染者の増加により、多くの指標が過去最大となっており、特に直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数、全療養者数、クラスター発生件数は従来の最大値の約2倍、1日当たりの自宅療養者数は800人と従来の最大値の約3倍に増加している。

一方で、死者数(致死率)、重症者数(重症者率)、1日当たりの施設(高齢者施設等)療養者数は、従来の最大値より低い数値となっており、要因としては、これまで重症化リスクが高いとされてきた高齢者についてワクチン接種が進展し、感染が減少したことが考えられる。

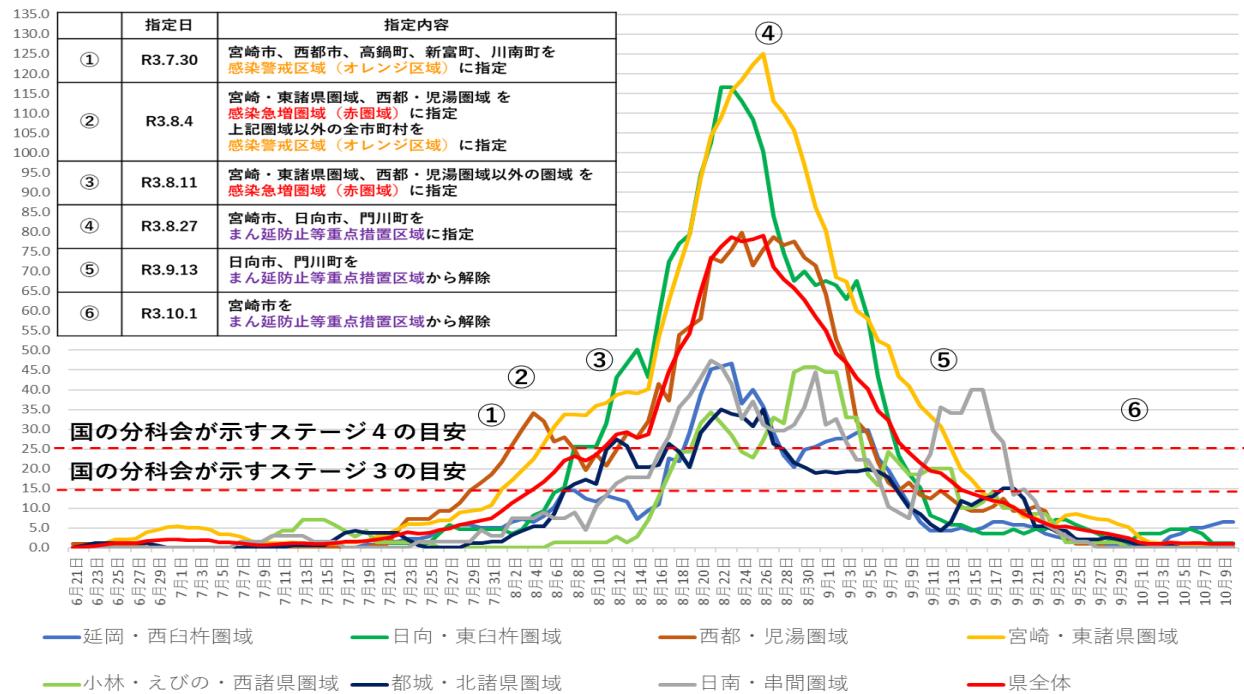
## (2) 全国の感染の推移との比較（直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数）



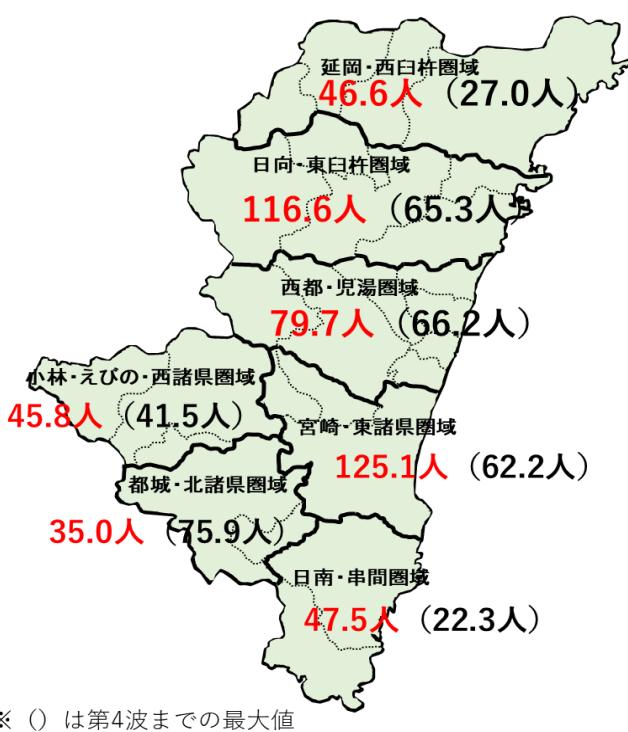
東京都をはじめ、9都道府県への「緊急事態宣言」が解除された6月中旬以降、首都圏を中心に感染者が増加に転じ、7月中旬に再度東京都に宣言が発令された。その後、デルタ株や夏休みの人流増加等の影響により、東京都を中心とする首都圏や沖縄県での感染拡大が全国に波及し、ほぼ全ての地域でこれまでに経験したことのない感染拡大となった。全国の感染者数は8月下旬にピークを迎え、その後減少に転じており、本県の感染状況も、全国の状況と概ね同様に推移した。

なお、本県では、県独自の「緊急事態宣言（レベル4）」の発令などの強い対策を早期に講じたことにより、感染者数は全体を通して全国より低い水準となっている。

## (3) 各圏域・市町村別の感染状況



<各圏域ピーク時の直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数>



<市町村別感染者数>				
圏域	市町村	第3波	第4波	第5波
延岡・西臼杵圏域	延岡市	105人	37人	181人
	日之影町	0人	0人	1人
	高千穂町	5人	2人	10人
	五ヶ瀬町	2人	1人	1人
	小計	112人	40人	193人
日向・東臼杵圏域	日向市	18人	85人	179人
	門川町	8人	11人	92人
	椎葉村	1人	3人	0人
	諸塙村	0人	0人	0人
	美郷町	8人	43人	2人
宮崎・東諸県圏域	小計	35人	142人	273人
	宮崎市	887人	668人	1,694人
	国富町	20人	10人	36人
	綾町	2人	4人	18人
	小計	909人	682人	1,748人
西都・兒湯圏域	西都市	19人	25人	64人
	高鍋町	49人	11人	75人
	新富町	20人	12人	70人
	西米良村	0人	0人	0人
	木城町	6人	0人	5人
都城・北諸県圏域	川南町	10人	1人	43人
	都農町	14人	3人	11人
	小計	118人	52人	268人
	都城市	256人	140人	204人
	三股町	31人	27人	45人
小林・えびの・西諸県圏域	小計	287人	167人	249人
	小林市	29人	7人	46人
	えびの市	9人	6人	37人
	高原町	3人	2人	7人
	小計	41人	15人	90人
日南・串間圏域	日南市	18人	2人	103人
	串間市	11人	2人	12人
	小計	29人	4人	115人
県外		45人	10人	134人
合計		1,576人	1,112人	3,070人

### ①延岡・西臼杵圏域

8月上旬以降、県外由来の感染等により感染が拡大傾向となり、8月中旬に感染者が急増した。その後、感染は減少傾向となり、8月下旬から9月上旬にかけて一旦増加傾向に転じたものの、感染再拡大には至らず、9月下旬にかけて沈静化した。

### ②日向・東臼杵圏域

8月上旬から家族・親族間での感染が徐々に拡大し、8月中旬の門川町の教育保育施設でのクラスター発生等に伴い、感染が爆発的に拡大し、8月27日に日向市及び門川町を「まん延防止等重点措置区域」に指定した。9月上旬に日向市の事業所でのクラスターが複数発生したこと等に伴い、感染は一時高止まりし、その後も散発的な感染が続いたが、感染再拡大には至らず、9月下旬にかけて沈静化した。

### ③宮崎・東諸県圏域

7月下旬に宮崎市の接待を伴う飲食店でクラスターが発生し、4連休後に感染者が徐々に増加した。8月上旬以降、県外由来の感染や家族・親族間等での感染により、宮崎市を中心に感染が急速に拡大し、8月4日に「感染急増圏域（赤圏域）」に指定した。同市ではその後もクラスターが続発し、8月23日には本圏域で過去最多となる97人の新規感染者が確認されるなど、爆発的に感染が拡大し、8月27日に宮崎市を「まん延防止等重点措置区域」に指定した。9月上旬まで感染が高止まりしていたが、その後、減少に転じ、10月上旬にかけて沈静化した。

#### ④西都・児湯圏域

7月下旬から8月上旬にかけて、西都市の会食関係や新富町内の官公庁等でクラスターが発生したことに伴い、感染が急速に拡大した。8月4日に「感染急増圏域（赤圏域）」に指定後、感染は一旦減少傾向に転じたが、8月中旬以降、主に家族・親族間での感染により、再度増加した。8月下旬から9月上旬にかけて、西都市の飲食店等でクラスターが発生するなど、感染は高止まりの状況が続いたが、その後減少に転じ、9月下旬にかけて沈静化した。

#### ⑤都城・北諸県圏域

8月上旬に都城市のスポーツ施設でクラスターが発生後、8月下旬にかけて感染が拡大した。その後、感染は減少に転じ、9月上旬から中旬にかけて、都城市的事業所等で複数のクラスターが発生したが、感染再拡大には至らず、9月下旬にかけて沈静化した。他圏域と比較して人口10万人当たりの新規感染者数のピークは低くなっているが、第5波では県内の各圏域で唯一、第4波までの感染のピークの水準を下回っている。

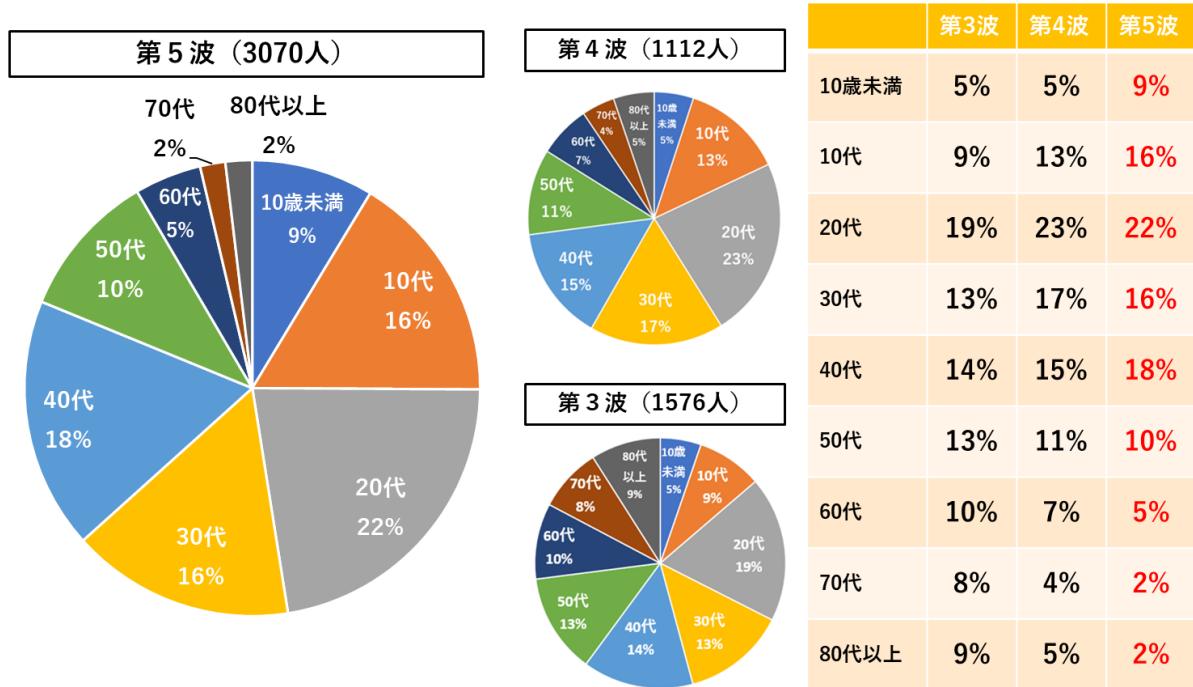
#### ⑥小林・えびの・西諸県圏域

8月中旬まで比較的感染が落ち着いた状況が続いたが、その後家族・親族間での感染により、感染者が増加し、8月下旬に会食関係等の複数のクラスターが発生し、感染が拡大した。感染は9月上旬に減少に転じ、下旬にかけて沈静化した。

#### ⑦日南・串間圏域

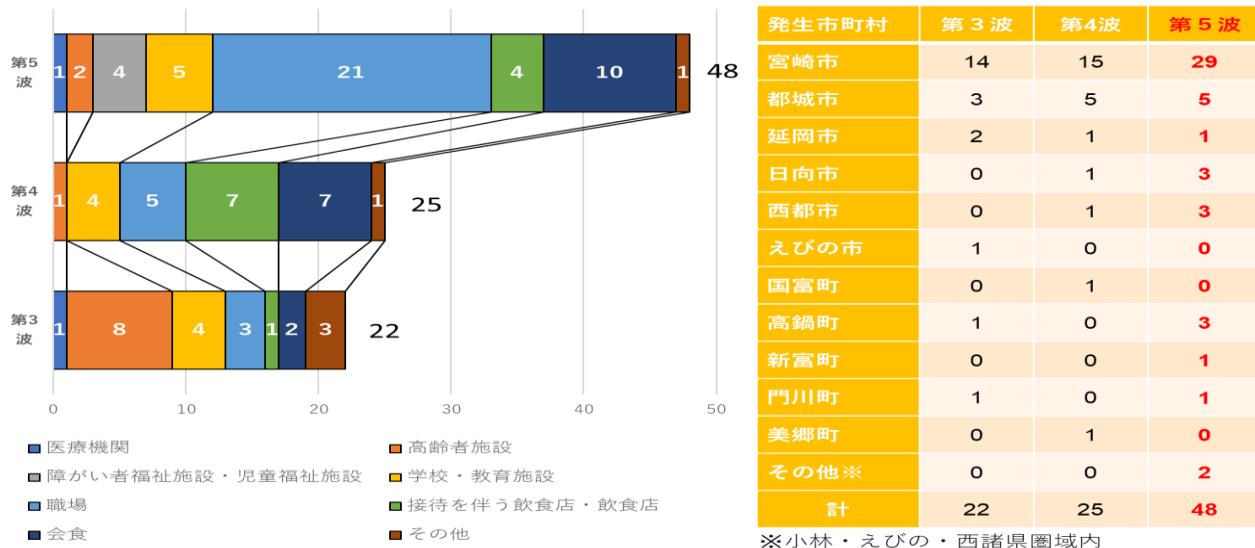
8月中旬以降、家族・親族間での感染が拡大し、その後、9月上旬に一旦感染は減少に転じたものの、9月中旬に再度感染者が増加し、9月下旬にかけて沈静化した。第5波では県内の各圏域で唯一クラスターの発生が確認されていない。

#### (4) 感染者の年代別内訳



第5波では、第4波と比較してさらに感染者に占める若年層の割合が高くなっています。一方で、高齢者（60代以上）の割合が9%（第4波比-7%）と低くなっています。要因としては、高齢者に対するワクチン接種の進展により、高齢者の感染が少なかったことが考えられます。

#### (5) クラスターの発生状況

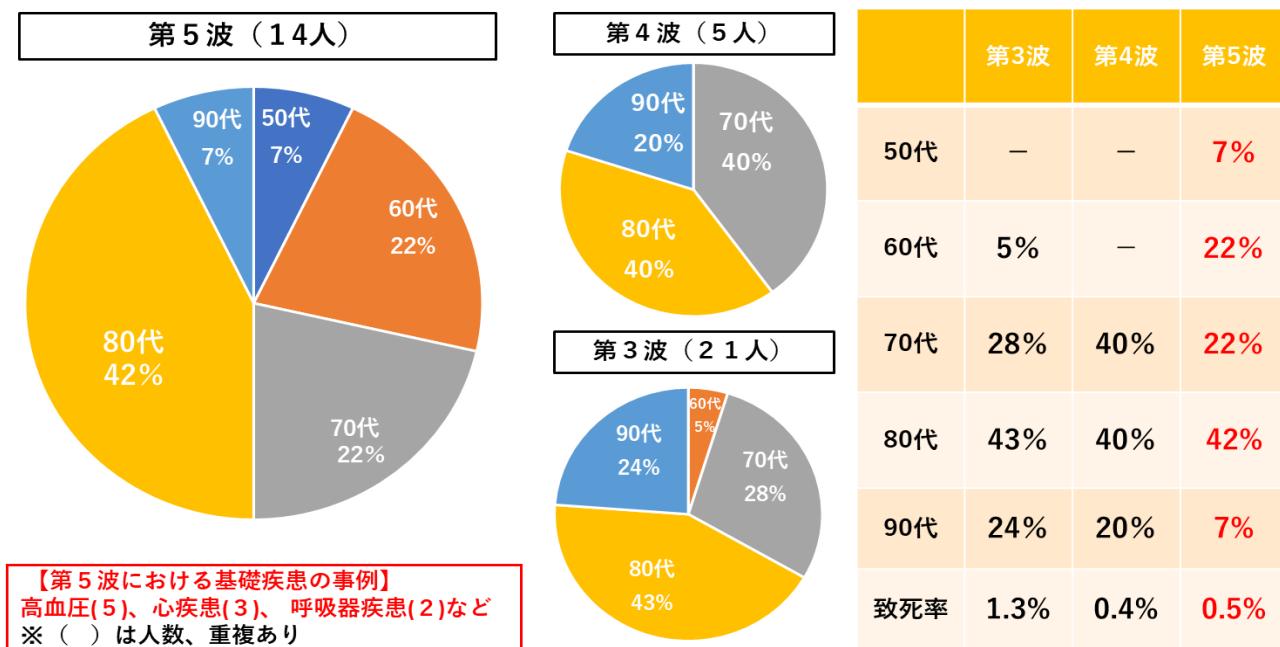


第5波では、クラスターの発生件数が第4波の約2倍となっており、特に職場でのクラスターが大幅に増加し、全体の半数近くを占めています。一方で、感染拡大の兆しが見られた場合における飲食店等に対する早期の営業時間短縮要請等の実施により、接待を伴う飲食店での発生件数は減少す

るとともに、高齢者施設での発生件数は第4波に引き続き少なくなっている。

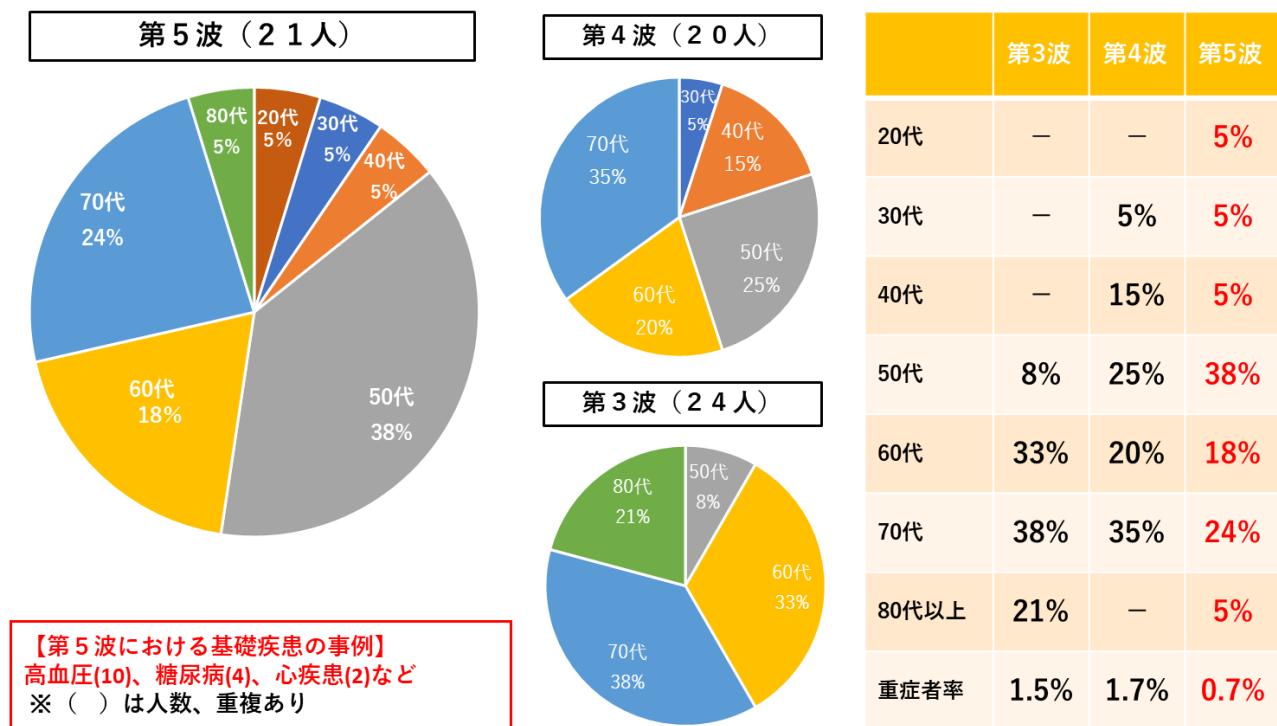
なお、市町村別内訳では、第4波までと比較して宮崎市での発生件数が大幅に増加しており、第5波全体の半数以上を占めている。

## (6) 死者の状況



第5波における死者は14人となっており、第4波から増加しているが、総感染者に占める死者の割合（致死率）は0.5%と、第4波（0.4%）と同様に低くなっている。年代別内訳では、90代以上が減少する一方で、60代が増加し、50代でも確認されている。また、基礎疾患が確認されていない患者の死亡も1人確認されている。

## (7) 重症者の年代内訳



第5波における重症者は21人となっており、第4波と同等の人数となっているが、総感染者に占める重症者の割合（重症者率）は0.7%と、第3波（1.5%）、第4波（1.7%）から減少している。要因としては、ワクチン接種の進展や抗体カクテル療法の実施による重症化予防効果が考えられる。また、年代別内訳では、60代以上が減少する一方で、50代が増加し、20代でも確認されている。

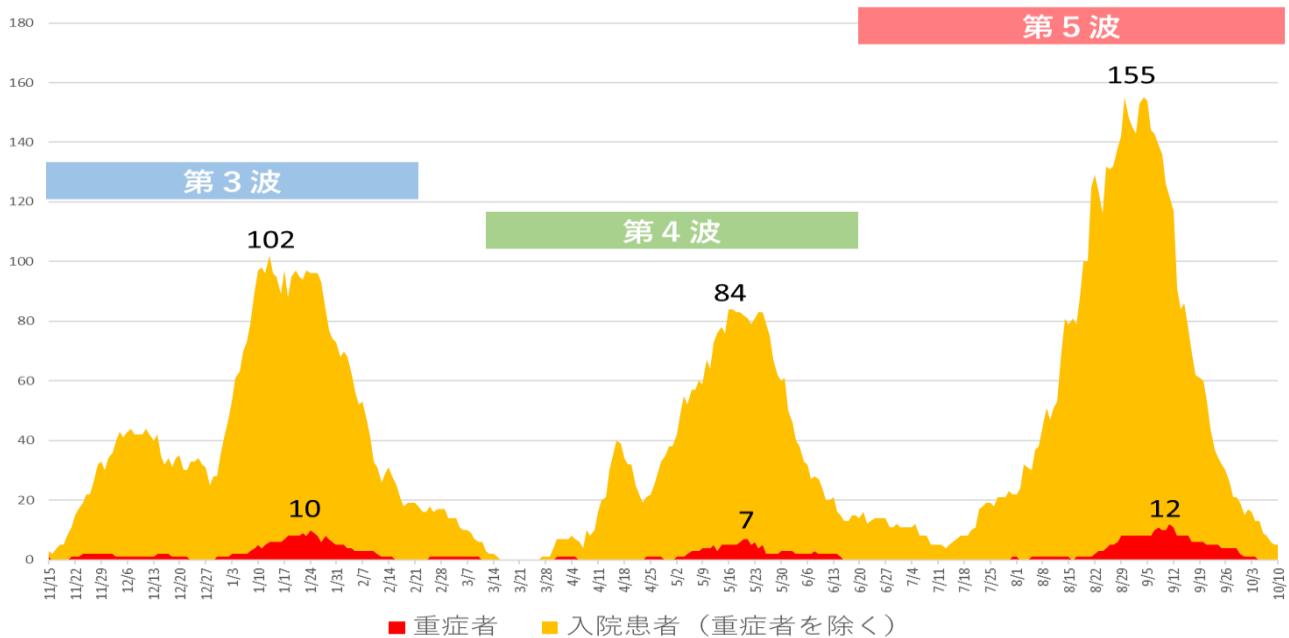
## 2 入院・療養の状況

第5波では、国の基準や通知を踏まえ、感染者の急増に対応するため、次の方針に基づき入院等の調整を行うとともに、宿泊施設療養者及び自宅療養者で症状悪化の恐れがある場合には、外来診療受入医療機関で診察・検査を行い、入院の要否について判断するなどの対応を行った。

### 【入院調整の方針】

- ①医師が重症化リスクを総合的に判断し、入院が必要と判断された方は入院
- ②ただちに入院が必要でないと判断された方は自宅療養を基本とし、健康管理の必要がある方、家庭内感染の恐れや独居で生活上の不安がある方など、自宅療養ができない事情等がある方は宿泊施設療養

#### (1) 入院患者・重症者の推移

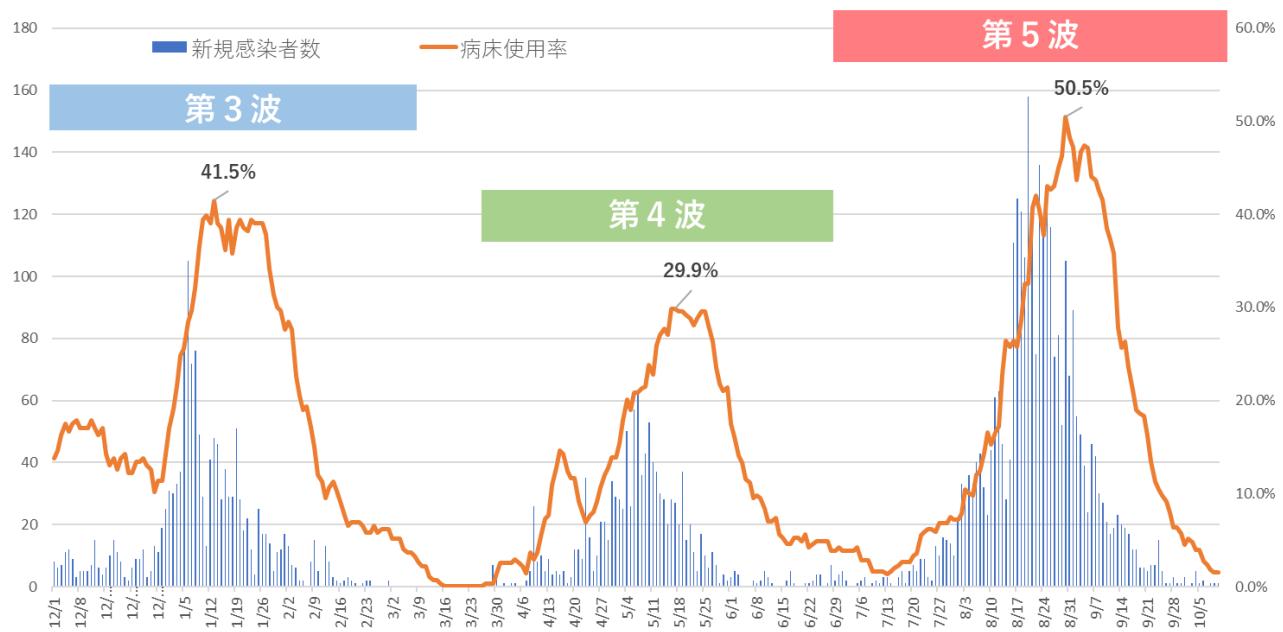


入院患者は、第4波の沈静化以降も0人になると一桁台で推移し、7月下旬以降の感染の拡大に伴い増加に転じた。8月上旬以降、入院患者は急速に増加し、8月19日から9月12日までの25日間にわたり、1日当たり100人を超える高止まりの状況が続き、ピーク時には155人まで増加した。その後、減少に転じ、10月上旬には一桁台にまで減少した。

また、重症者は、7月末に46日ぶりに確認されて以降、1日当たり1～2人で推移していたが、8月下旬以降に増加し、8月26日から9月24日までの30日間にわたり、5人を超える状況が続き、ピーク時には12人まで増加した。その後、徐々に減少し、10月上旬に0人となった。

第5波においては、新規感染者の爆発的な増加により、入院患者数、重症者数ともに過去最大であった第3波の水準を上回った。特に、宮崎・東諸県、日向・東臼杵圏域では、患者急増に伴い、入院受入病床がひっ迫し、広域での入院調整が必要な状況に至った。

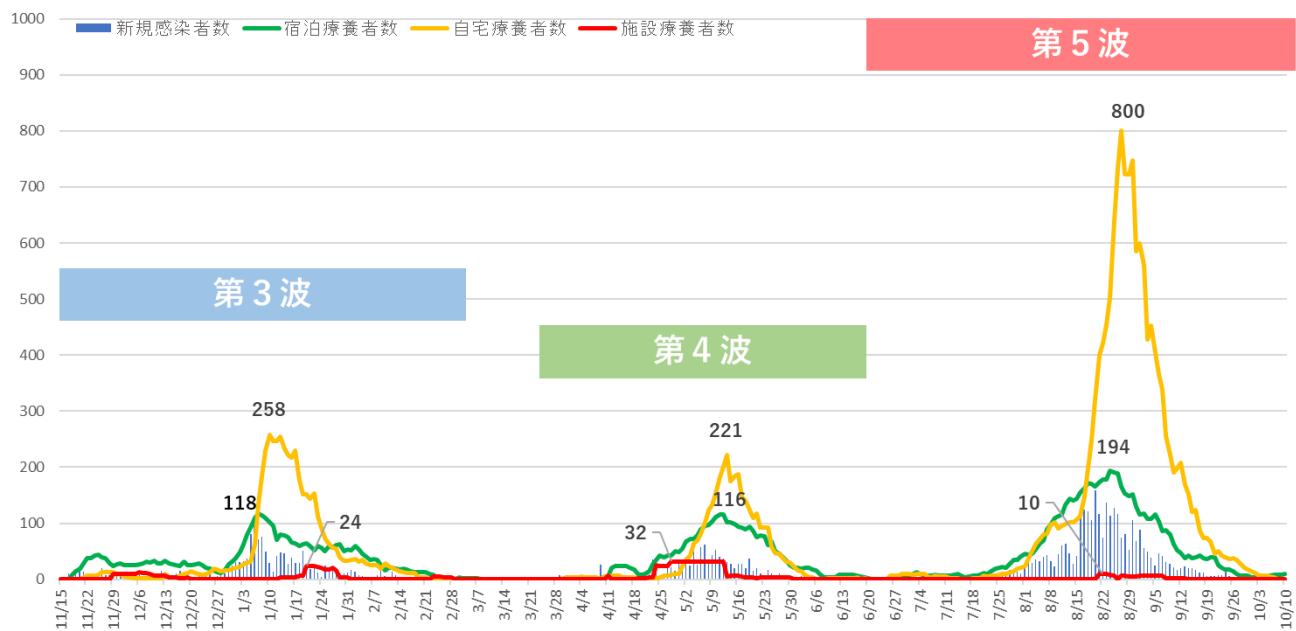
## (2) 病床使用率の推移



病床使用率は、1日当たりの新規感染者数が158人と、最多となった8月20日から10日後の8月30日にピーク(50.5%)を迎えており、9月中旬以降に減少に転じている。

第5波においては、県内では初めて病床使用率が国のステージ4の目安である50%を超え、8月下旬以降約3週間、40%を超える高止まりの状況が続き、長期間入院受入病床がひっ迫する状況となった。

### (3) 療養者数の推移



第4波以降新たな宿泊施設を確保し、受入体制を強化したことから、宿泊療養者は、第4波までと比較して大幅に増加している。また、施設（高齢者施設等）療養者は、高齢者施設での感染が少なかったことから、第4波までと比較して減少している。

一方で、入院不要と判断された方は自宅療養を基本としたことから、自宅療養者は、新規感染者数の爆発的な増加により、ピーク時には1日当たり800人まで増加した。（自宅療養者数ピーク時の宿泊療養施設の稼働率は約4割であり、広域調整も可能な状況）

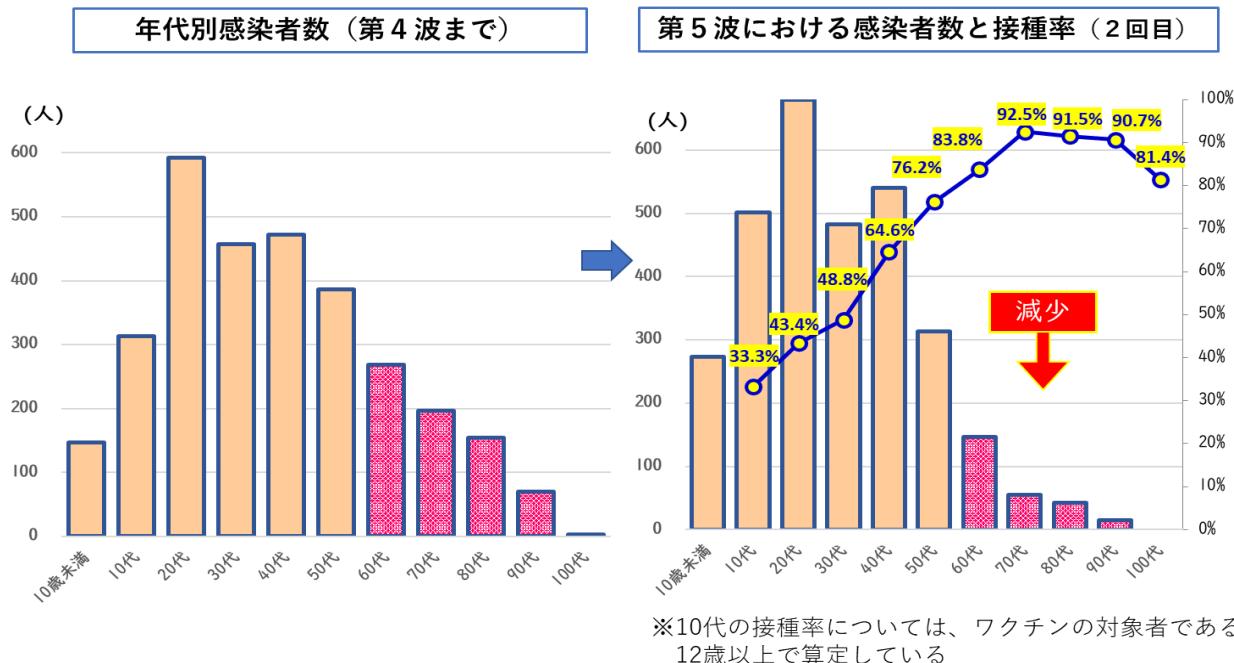
### (4) 平均入院・療養日数及び平均年齢

	入院患者		宿泊施設療養者		自宅療養者	
	平均入院日数	平均年齢	平均療養日数	平均年齢	平均療養日数	平均年齢
第3波	13.6日	66.1歳	7.9日	35.0歳	8.6日	36.3歳
第4波	12.7日	50.6歳	7.8日	33.3歳	8.9日	31.8歳
<b>第5波</b>	<b>11.2日</b>	<b>46.6歳</b>	<b>7.6日</b>	<b>34.3歳</b>	<b>9.0日</b>	<b>29.1歳</b>

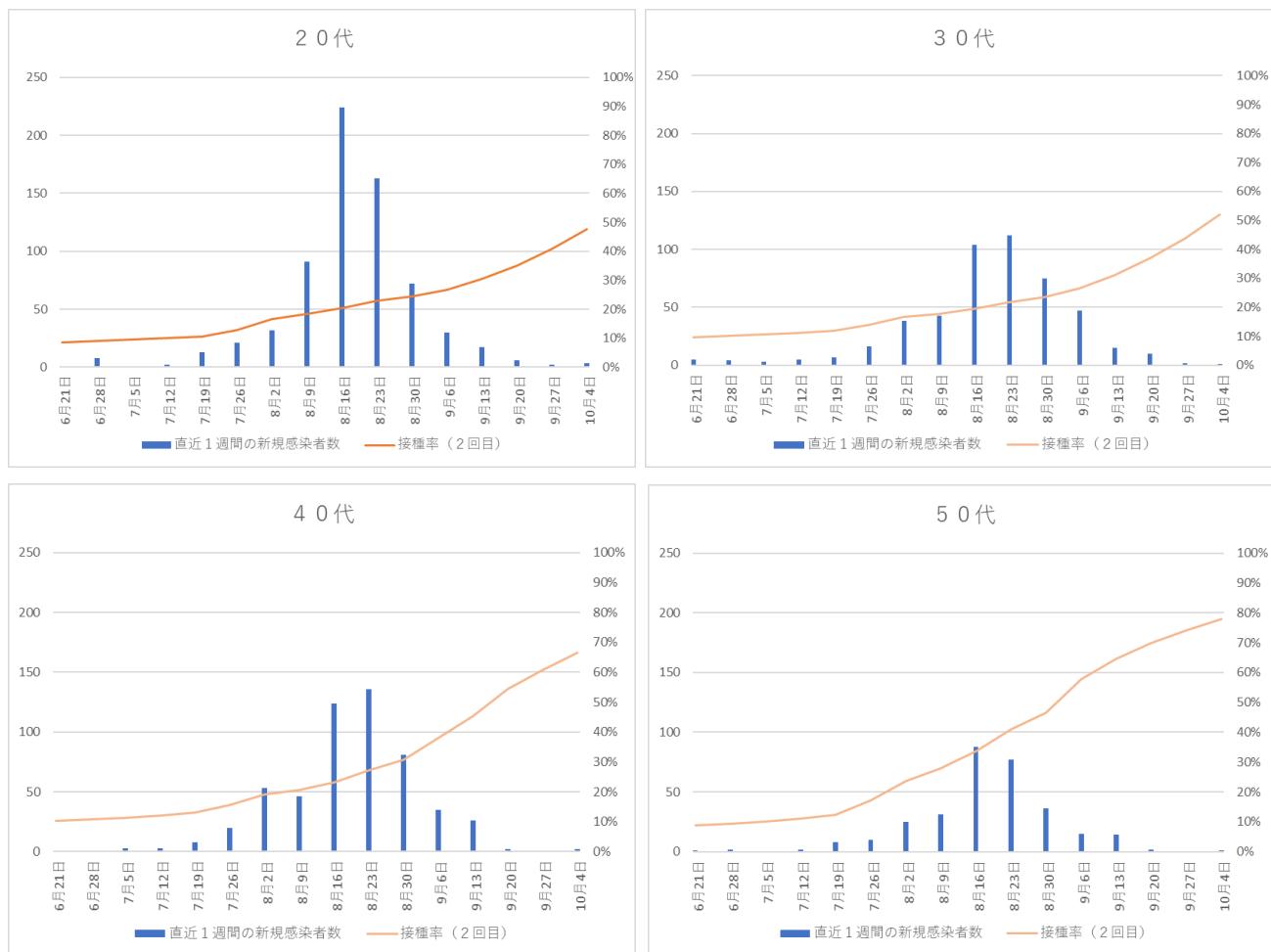
第5波では、入院患者の平均入院日数が11.2日と、第4波（12.7日）、第3波（13.6日）と比較して短くなっている、平均年齢も46.6歳と若くなっている。宿泊施設療養者及び自宅療養者については、平均療養日数、平均年齢ともに第4波と比較して大きな差はない。

### 3 ワクチン接種による感染状況等への影響

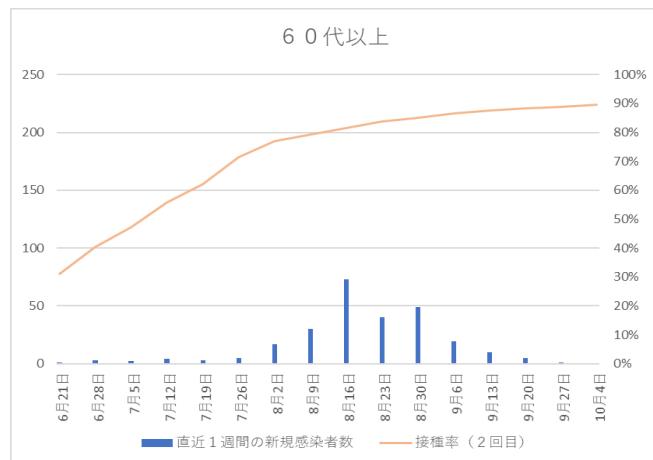
#### (1) 年代別感染者数とコロナワクチンの接種状況 (R3.10.10 時点)



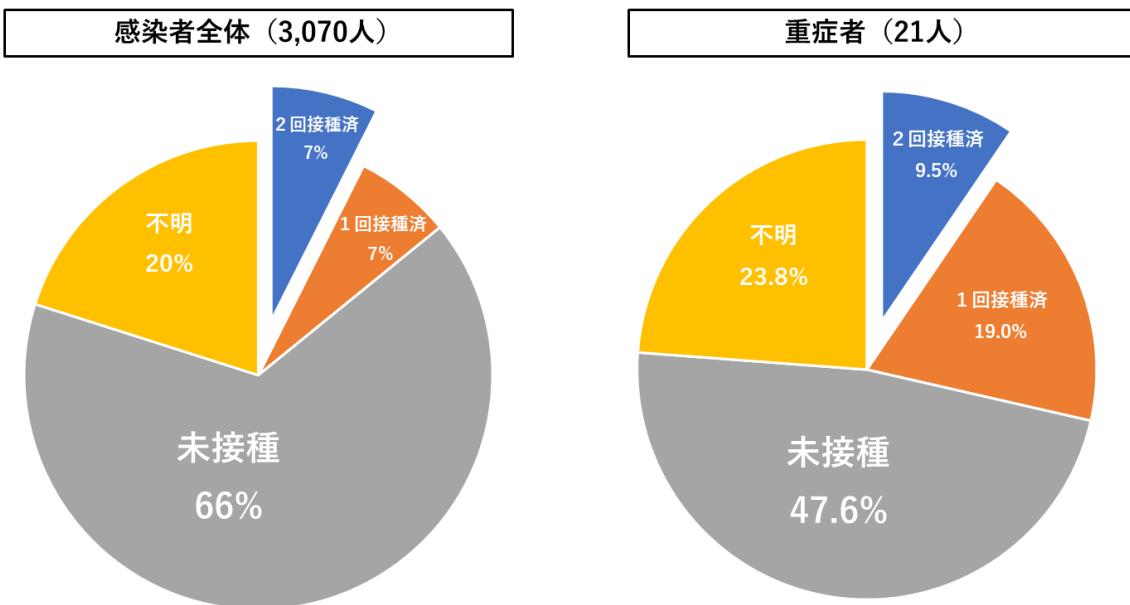
第5波においては、第4波までと比較して、ワクチンの接種の進んでいる60代以上の感染が大きく減少している。



また、第5波において、新規感染者が爆発的に増加した8月中旬の年代別の感染者の状況をみると、当時ワクチン接種率が低かった20代～40代では、1週間の新規感染者が100人を超えていたのに対し、ワクチン接種が進んでいた60代以上では、感染者は少なくなっている。



## (2) 感染者・重症者のワクチン接種状況



感染者全体及び重症者に占める2回接種の方の割合は、10%以下と少なくなっている。

## (3) ワクチン接種状況による平均入院・療養日数の比較 (第5波の65歳以上の患者)

	入院患者	宿泊施設療養者	自宅療養者
2回接種済	12.4日	7.0日	9.4日
未接種	18.3日	7.0日	9.0日

第5波における65歳以上の入院患者の平均入院日数は、ワクチン2回接種済みの患者では12.4日と、未接種の患者と比較して約6日短くなっている。なお、宿泊施設療養者及び自宅療養者では平均療養日数に大きな差は生じていない。

## 4 変異株の状況

### (1) 変異株（L452R）疑いの発生状況

6月17日に県内で初めて変異株（L452R）疑い例が確認されて以降、約1か月の間、新たな発生は確認されなかったが、7月中旬に再度確認され、その後8月以降、検査の陽性率が急上昇し、8月中旬には100%近くとなった。このことから、県内では8月以降、アルファ株の感染力の1.5倍といわれるデルタ株への置き換わりが急速に進んだものとみられる。

なお、国通知に基づき、8/23以降は変異株（L452R）の検査は実施していない。

期間	陽性率
6月7日～6月13日	0.0%
6月14日～6月20日	23.8%
6月21日～6月27日	0.0%
6月28日～7月4日	0.0%
7月5日～7月11日	0.0%
7月12日～7月18日	0.0%
7月19日～7月25日	22.2%
7月26日～8月1日	30.0%
8月2日～8月8日	86.8%
8月9日～8月15日	89.2%
8月16日～8月23日	98.7%

### (2) デルタ株の確定状況

ゲノム解析の結果、県内の変異株（L452R）疑い例のうち、100件がデルタ株と確定している。

## 第2章 これまでの取組の状況と今後の対策

### 1 感染状況の分析・公表

#### (1) 取組状況

##### ①感染者の基礎情報等の整理・公表

原則、毎日新規感染者の基礎情報等について、記者会見を実施し、県内の感染状況の説明や、県民向けに注意喚起等を行った。また、宮崎県新型コロナウイルス感染症対策特設サイト内の「宮崎県における感染者発生状況一覧」や「データで見る宮崎県の感染状況」のページを原則、毎日更新し、県内の感染状況等の詳細について公表を行った。

##### ②感染機会等に関する分析・公表

第5波における感染機会等について、疫学調査の結果を分析の上、主な感染実例として知事会見やホームページ等で公表し、県民向けに注意喚起を行った。

##### ③変異株に関する分析・公表

変異株（デルタ株）の感染力の強さや推定される感染の事例、発生状況等について知事会見やホームページ等で公表し、県民向けに注意喚起を行った。



<8月11日第35回対策本部会議資料より>



<8月24日知事会見資料より>

#### (2) 今後の対策

##### ①感染者の基礎情報や感染機会の分析・公表

感染者の基礎情報や感染機会等の状況について、引き続き、整理・分析を行い、適切に公表していく。

##### ②新たな変異株への対応

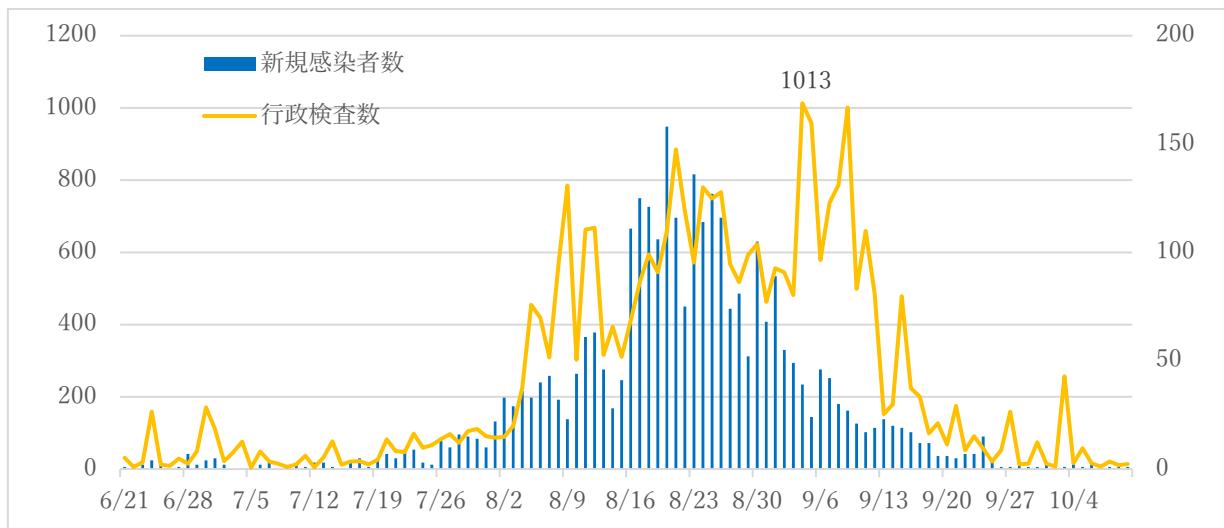
今後、新たに懸念される変異株が発生した場合は、その発生状況やリスク、必要な対策等について、広く周知を行いながら、対策の呼びかけを行っていく。

## 2 検査体制

### (1) 取組状況

#### ①積極的疫学調査に基づく幅広い検査の実施

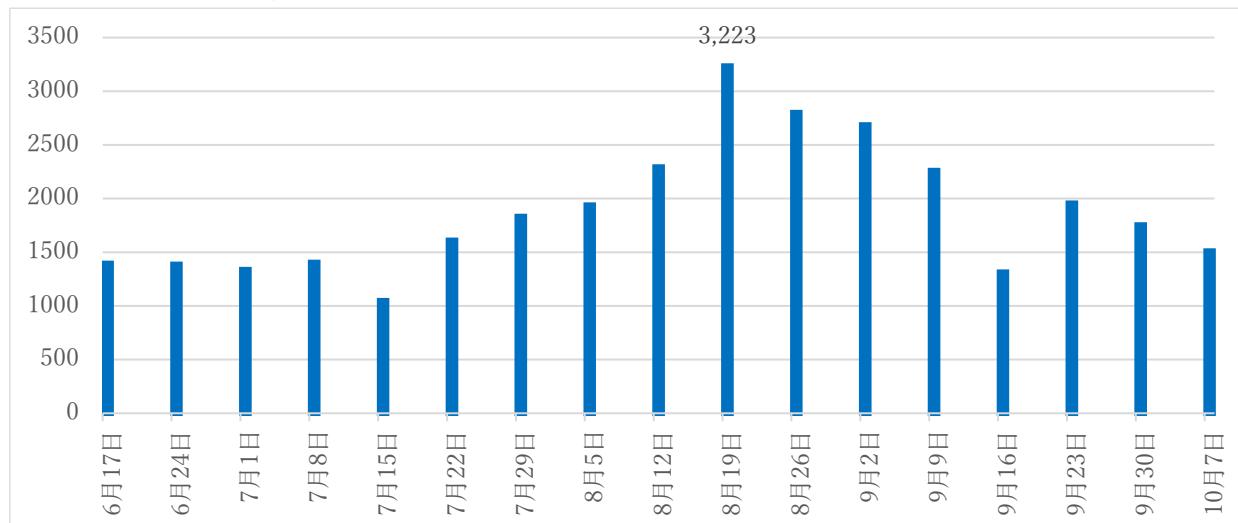
	第3波	第4波	第5波
行政検査数	15,963件	19,012件	28,698件
行政検査での陽性者数	1,138件	762件	1,810件
陽性率	7.1%	4.0%	6.3%
1日当たりの検査数	141.3件	221.1件	256.2件



第5波では引き続き保健所による積極的疫学調査に基づき、幅広く検査を実施した結果、期間中の1日当たりの検査数は、第4波までと比較して多くなっている。

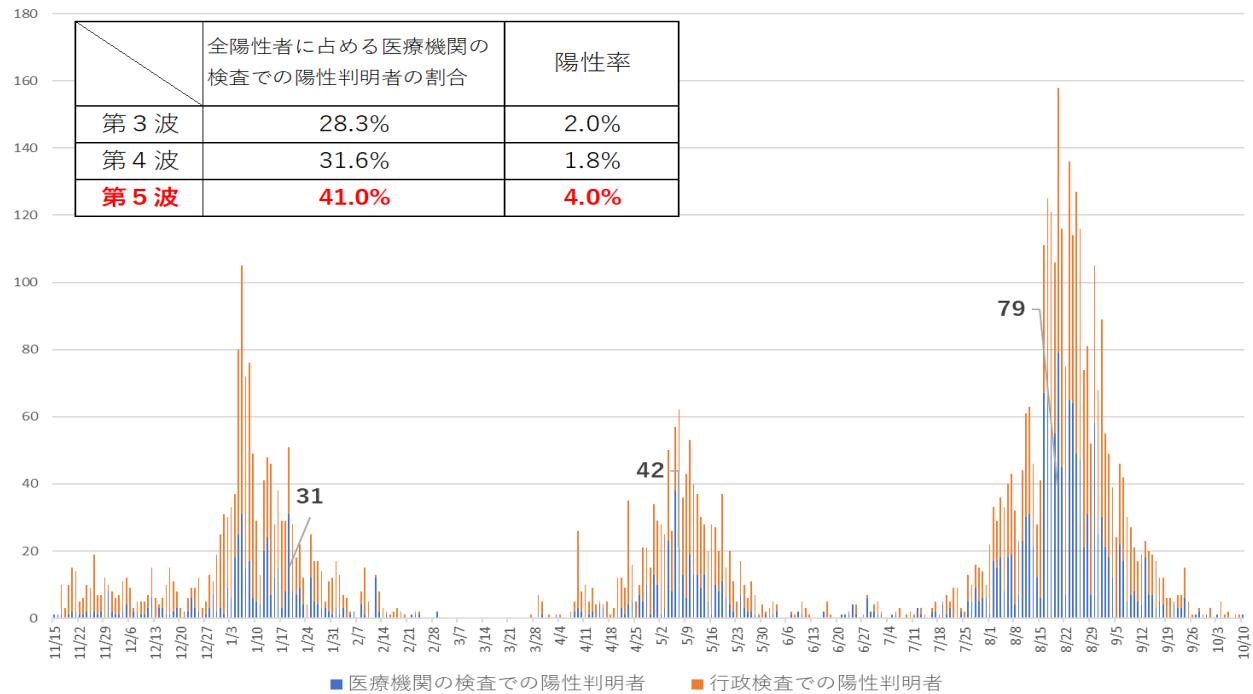
1日当たりの行政検査数は、概ね新規感染者数に比例して増減しているが、9月上旬については、日向市・門川町の高齢者施設や障がい者福祉施設を対象とした一斉検査の実施により、検査数が大幅に上昇している。

#### ②医療機関における検査の実施（検査件数は1週間単位・G-MIS（医療機関等情報支援システム）による県把握分のみ）



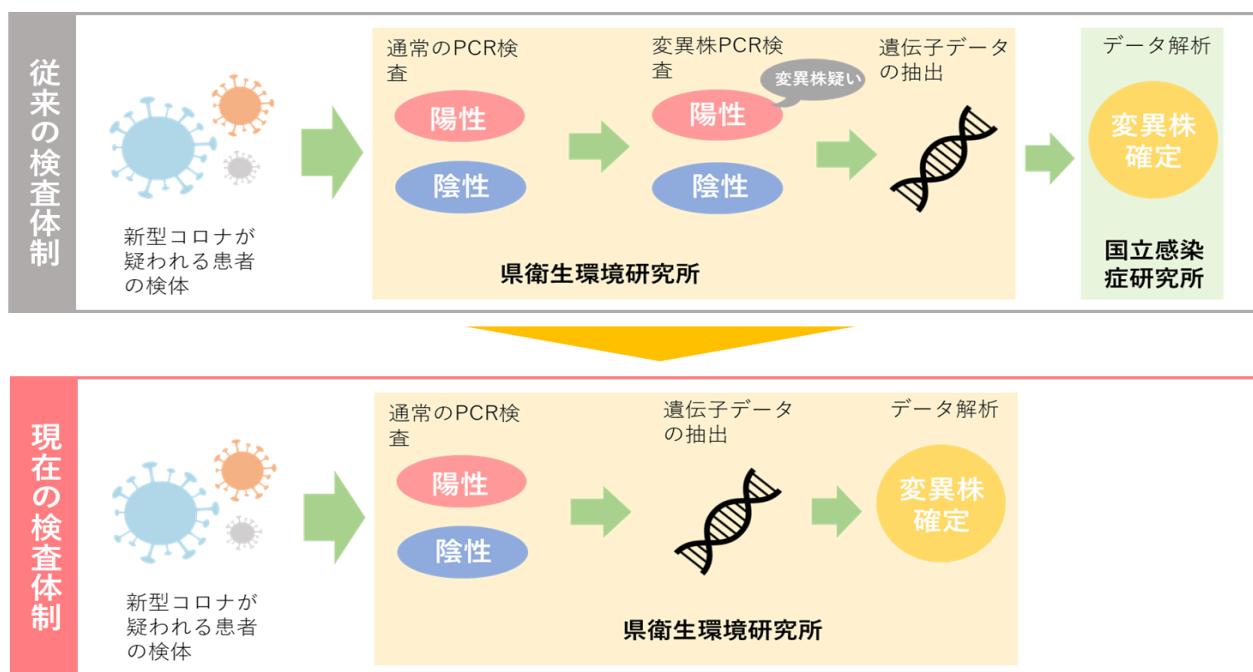
医療機関における検査数（1週間単位）は、7月下旬から増加し、8月中旬に3,000件を超え、過去最多となり、その後減少している。1日当たりの平均検査数は265件となっており、第3波、第4波と比較して約40件増加している。（第3波：219件、第4波：222件）

### ③医療機関の検査での陽性者数の推移



第5波では、全陽性者に占める医療機関の検査での陽性判明者の割合が41%、陽性率は4%と、いずれも第4波までと比較して高くなっています。1日当たりの新規感染者数が過去最多となった8月20日には、医療機関の検査での陽性判明者も79人と過去最多となっています。

### ④変異株の検査・解析体制の強化



県衛生環境研究所で遺伝子データ抽出までを行い、抽出したデータを国立感染症研究所で解析する従来の体制から、9月17日以降、新たにゲノム解析を行うことのできる機器を導入することで、県衛生環境研究所で遺伝子データの解析まで実施する体制を整備し、新たな変異株の早期探知が可能となった。

#### ⑤県境往来者や一般県民向けPCR検査体制の強化

水際対策をさらに強化し、県民生活や経済活動の安全・安心を高めるため、県境往来者向けの検査支援（宮崎県PCRサポート）に加え、来店型のPCR検査センターを県内5か所に設置し、感染に不安を抱える県民などを対象にPCR検査の支援（PCR検査センター）を実施した。

#### 【利用状況（R3.10.31時点）】

	実施期間	検査件数	陽性者数
宮崎県PCRサポート	7月1日～	29,626件	20件
PCR検査センター	9月28日～	2,567件	0件

	宮崎県PCRサポート	PCR検査センター
対象者	・県外からの来県者 (帰省者、ビジネス客等) ・県外との間を往来する県民	制限なし (感染に不安を抱える県民など)
検査方法	・空港（羽田、伊丹、福岡）内 ・郵送（自宅など）	検査センターへの来店 ・宮崎空港（9/28オープン） ・宮崎駅前（10/8オープン） ・都城市（10/8オープン） ・宮交シティ（10/21オープン） 延岡市（10/21オープン）
利用料金	・公共交通機関利用者 無料 ・自家用車等 3,000円	1,900円

## (2) 今後の対策

### ①積極的疫学調査に基づく幅広い検査等の継続

引き続き、保健所による積極的疫学調査に基づく幅広い検査を実施するとともに、感染状況に応じて、繁華街や高齢者施設等への一斉検査を実施しながら、感染の早期探知・囲い込みを行っていく。

### ②新たな変異株に対する早期探知の検査の実施

県衛生環境研究所において、新たな変異株に対する早期探知の検査を実施しながら、新たな変異株の発生動向を監視する。

### ③PCR検査支援の継続

県境往来者や帰県者、感染に不安のある方などを対象にしたPCR検査の支援を継続する。

### ④国が進める「PCR等検査無料化」への対応

現在、国において「ワクチン・検査パッケージ」の利用や感染拡大期における検査の無料化に向けて検討が進められており、今後国と連携し、必要な対応を行う。

### 3 医療提供体制

#### (1) 取組状況

##### ①入院受入病床の確保

新型コロナウイルス感染症患者の入院受入病床について、医療機関と連携し、6月22日までに16床、7月9日までに6床、9月2日までに20床、9月28日までに5床をそれぞれ追加し、第4波の285床から47床増床となる332床を確保した。

##### ②宿泊療養施設の確保

7月9日までに新たに1施設を確保したことで、150室を追加し、県央、県西、県北で合計450室を確保するとともに、必要に応じ、療養者の搬送を実施し、広域調整を行った。

また、看護協会と連携した看護師の派遣やDMAT医師の派遣により、施設における医療従事者の人員を確保するとともに、酸素濃縮器を配備するなど、療養体制の強化を図った。

<入院受入病床>

		6月20日現在	10月10日現在	比較
宮崎東諸県	感染症指定医療機関	7	7	+ 4
	協力医療機関	113	117	
日南串間	感染症指定医療機関	4	4	+ 0
	協力医療機関	6	6	
都城北諸県	感染症指定医療機関	4	4	+ 11
	協力医療機関	51	62	
西 諸	感染症指定医療機関	4	4	+ 4
	協力医療機関	16	20	
西都児湯	感染症指定医療機関	4	4	+ 4
	協力医療機関	9	13	
日向入郷	感染症指定医療機関	4	4	+ 9
	協力医療機関	14	23	
延岡西臼杵	感染症指定医療機関	4	4	+ 15
	協力医療機関	45	60	
合計		285	332	+ 47

<宿泊療養居室>

	6月20日現在	10月10日現在	比較
県央（宮崎市）	150	300	+ 150
県西（都城市）	90	90	+ 0
県北（延岡市）	60	60	+ 0
合計	300	450	+ 150

##### ③回復期患者の後方支援病院の確保

回復期患者の受入先となる後方支援病院として、58医療機関（10月末時点）を確保し、そのリストを入院受入医療機関と共有し、患者の転院促進を図った。

##### ④宿泊・自宅療養者の外来診療受入医療機関の確保

宿泊療養者や自宅療養者について、体調の悪化等により受診が必要となった場合の外来診療受入医療機関を確保し、初期治療や検査等を行い、療養体制の強化を図った。

## ⑤重症化予防センターの設置

宿泊療養施設「ひまわり荘」の敷地内に、重症化リスクを有する宿泊・自宅療養者を対象に抗体カクテルの投与などを行う臨時の医療施設（重症化予防センター）を設置し、県立宮崎病院から医師等の派遣を受け、9月10日から運用を開始した。



宮崎県重症化予防センター



中和抗体薬ロナブリーブ(出典:中外製薬ホームページ)

## 【抗体カクテル療法の実施状況】

○抗体カクテル療法の実施件数：133件（R3.10.31時点）

○実施主体別の状況

県が実施した件数（宮崎大学医学部附属病院、重症化予防センター）	29件
医療機関が実施した件数	104件

○医療圏別の状況

医療圏	件数
県北（延岡西臼杵、日向入郷）	14
県央・県南（西都原湯、宮崎東諸県、日南串間）	87
県西（都城北諸県、西諸）	32
合計	133

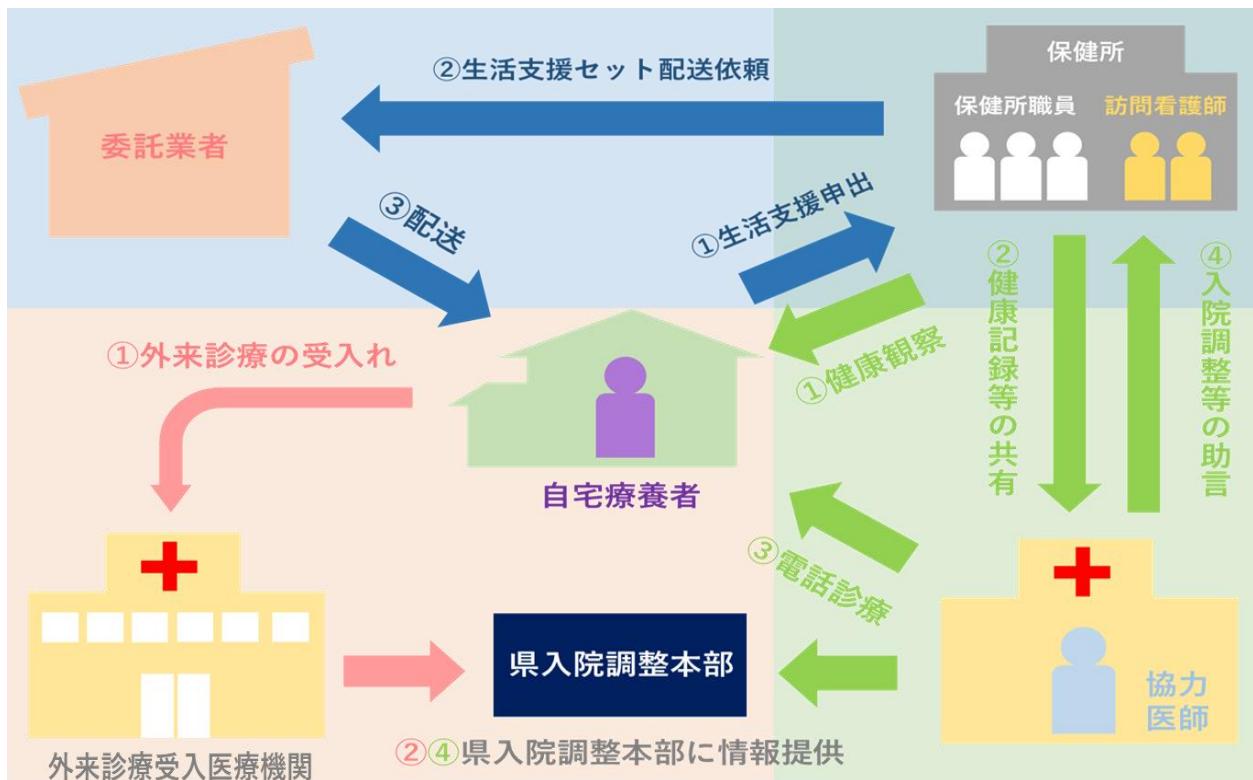
## ⑥自宅療養者に対する生活支援

自宅療養者に対し、パルスオキシメーターの貸与を行うとともに、希望者に対して、食料や生活用品を配布し、生活支援を行った。

第5波の期間中に配布した食料・生活支援セット数	828個
-------------------------	------

## ⑦自宅療養者に対する医師・看護師による健康観察体制の確保

訪問看護ステーションの看護師を保健所に派遣し、自宅療養者に対する健康観察体制を強化した。訪問看護ステーション 43 施設が事業に登録し、高千穂保健所を除く 8 保健所で実施した。宮崎市保健所及び都城保健所では医師によるオンコール体制を確保し、自宅療養者への電話診療等を実施した。



## (2) 今後の対策

患者が症状や状況に応じて、必要な医療や支援を受けられるよう、医療機関、宿泊施設、自宅を含め、総合的に医療提供体制を強化する。

- 入院受入病床のさらなる確保
- 回復期患者の転院促進等による病床稼働率の向上
- 宿泊療養者の搬送体制の確保及び広域調整の強化
- 宿泊・自宅療養者の外来診療体制の充実
- 自宅療養者に対する健康観察・診療体制の強化
  - ・医師による電話等での診療・処方体制の確立
- 抗体カクテル療法の推進
  - ・医療圏ごとに保健所と医療機関が連携した実施体制の整備
  - ・感染拡大期での「重症化予防センター」の開所
- 経口治療薬の実用化を見据えた処方体制の構築
- 保健所業務支援体制の整備

## 4 飲食店等対策

### (1) 取組状況

#### ①飲食店等への営業時間短縮要請の実施

8月上旬に、宮崎市において感染者が急増する中、飲食店が絡むクラスターが発生したことから、飲食を通じた感染拡大を防ぐため、同市内の飲食店等に対して、営業時間短縮要請を行った。その後、県内でも感染爆発が現実味を帯びる中で、お盆休みの人流増加を前に、県全体で感染防止対策を強化するため、8月14日から営業時間短縮要請の対象を県内全市町村に拡大した。その後、国の「まん延防止等重点措置」の適用等により、要請期間は延長され、最終的には9月30日に要請を終了した。

第5波における営業時間短縮要請は、宮崎市において2か月弱、その他の市町村においても1か月半程度となり、これまでで最も長い期間となった。

要請対象	要請期間
宮崎市	8月6日～9月30日(56日間)
宮崎市以外	8月14日～9月30日(48日間)

#### ②「まん延防止等重点措置」の適用に伴う酒類の提供及びカラオケ設備の利用自粛

本県への「まん延防止等重点措置」の適用に伴い、「重点措置区域」に指定した宮崎市、日向市及び門川町の飲食店等に対し、酒類の提供及びカラオケ設備の利用（飲食が主たる業の店舗）を行わないことを要請した。

#### ③飲食店等への協力金等の支給

営業時間短縮要請の協力金については、店舗ごとの影響を考慮の上、国のスキームに基づき、県内の各市町村と連携し、規模別に支給を行った。また、飲食店への営業時間短縮要請により直接影響を受けた飲食関連事業者等への支援金（10万円/月）や、県独自の「緊急事態宣言」に伴う行動要請により影響を受けた事業者への緊急支援金（最大20万円）を措置した。

さらに、「まん延防止等重点措置」の適用に伴う酒類の提供自粛要請の実施を踏まえ、酒類販売事業者等に対して、緊急支援金の支給を行った。

#### ①月次支援金（国）

- 主な要件 ①まん延防止等重点措置に伴う飲食店等の時短営業または外出自粛等の影響を受けていること  
②対象となる月の売上が前年または前々年同月比で50%以上減少
- 支給額 （前年または前々年同月の売上）－（当該年度該当月の売上）  
ただし、上限 法人20万円/月 個人10万円/月

すべての業種  
協力金受給の飲食店等は除く。

#### ②飲食関連事業者等支援金（県）

- 主な要件 ①以下のいずれかに該当  
・県独自の時短要請に応じて協力金を受給した飲食店等と直接取引のある事業者  
・タクシー事業者 ・自動車運転代行業者  
②対象となる月の売上が前年または前々年同月比で50%以上減少、  
かつ、減収前の比較月の売上が10万円以上であること  
一律10万円/月

飲食関連事業者  
月次支援金受給者は除く。

#### ③酒類販売事業者等緊急支援金（県）

- 主な要件 ①まん延防止等重点措置に伴う飲食店等での酒類提供停止要請の影響を受けている酒類販売事業者  
または酒類製造業者であること  
②対象となる月の売上が前年または前々年同月比で30%以上減少  
(対象月とその前月が2ヶ月連続で15%以上減少の場合を含む)
- 支給額 （前年または前々年同月の売上）－（当該年度該当月の売上）－（月次支援金）  
ただし、事業者区分及び売上減少割合に応じた上限あり

酒類販売事業者、  
酒類製造業者

#### ④県内事業者緊急支援金（県）

- 主な要件 従来分：8月または9月の売上が前年または前々年同月比で50%以上減少  
上乗せ分：以下の要件をいずれも満たすこと  
①令和3年8月及び9月の売上がり、前年または前々年の同月  
売上と比較していずれも50%以上減少していること  
②減収前の8月及び9月の売上合計額が20万円以上であること  
○支給額 一律10万円（上乗せ額 一律10万円）

すべての業種  
協力金受給の飲食店等は除く。

すべての支援金の要件を満たせば、① + ④ 、 ② + ④ 、 ① + ③ + ④ の組み合わせで併給可能

#### ④啓発活動・巡回の実施

知事・宮崎市長による街頭啓発活動を実施（8月27日）したほか、県と市町村で連携し、営業時間短縮要請期間中に繁華街を中心に見回りを行った。

また、各市町村においては、「県内一斉ガイドライン点検の日」（毎月1日）での独自の普及啓発活動を実施するとともに、国の「まん延防止等重点措置」の適用期間中には、「重点措置区域」である宮崎市、日向市、門川町において、繁華街の定期的な巡回や、営業時間短縮要請に応じない飲食店等への訪問や電話、文書による個別の要請を行った。



飲食店への要請協力の呼びかけ

（8月27日 宮崎市内）

#### ⑤営業時間短縮要請に応じない飲食店等への特措法に基づく命令等の実施

国の「まん延防止等重点措置」適用に伴い、「重点措置区域」に指定した宮崎市に所在する営業時間短縮要請に応じない飲食店等（15店舗）に対し、新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の6第3項に基づく命令を行い、同法第31条の6第5項の規定に基づき、ホームページにて店舗名の公表を行った。

また、まん延防止等重点措置の適用期間経過後に、命令に応じなかった飲食店等（13店舗）について、過料に処するよう、裁判所に対し通知を行った。

#### ⑥「ひなた飲食店認証制度」（第3者認証制度）の推進

利用者が安心して飲食を楽しむことができる環境を整備するため、県が定めた55項目の認証基準に沿って、感染防止対策を実施している飲食店を「ひなた飲食店認証店」に認定し、9月30日から順次ホームページ上で公表を行った。

また、認証店の拡大に向けて、ホームページや新聞広告及びフリーペーパー等を活用した認証制度等の周知や、市町村と連携した講習会等の案内を実施するとともに、ホームページ上に認証申請フォームの設置を行った。

○ひなた飲食店認証店舗（11月10日現在）

	申請件数	認証施設数
宮崎市	1,713	1,125
都城市	673	520
延岡市	489	290
日南市	194	143
小林市	184	67
日向市	292	102
串間市	50	16
西都市	97	67
えびの市	81	26
三股町	36	29
高原町	15	5
国富町	38	27
綾町	33	13
高鍋町	115	82
新富町	34	28
西米良村	4	1
木城町	10	2
川南町	21	10
都農町	35	19
門川町	26	3
諸塙村	2	0
椎葉村	20	2
美郷町	8	0
高千穂町	75	28
日之影町	19	0
五ヶ瀬町	12	2
計	4,276	2,607

○認証ステッカー



○認定書



（2）今後の対策

「ひなた飲食店認証制度」の更なる推進を図り、認証店舗数を拡大することにより、飲食店等における感染防止対策を強化していく。

## 5 イベントの開催制限

### (1) 取組状況

#### ①イベントの開催制限

イベントの開催に伴う観客の広域的な移動や、イベント中及びその前後の活動で生じる感染拡大リスクを抑制するため、国の通知に基づき、圏域ごとの感染状況の区分等に応じて人数制限等を行った。

区分	人数制限	会食制限
感染未確認圏域（緑）		
感染確認圏域（黄）	次の収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度（=両方の条件を満たす必要） ○収容率 大声無し 100%以内 (収容定員なし：密にならない程度の間隔) 大声有り 50%以内 (収容定員なし：十分な人ととの間隔（1m）) ○人数上限 5,000人又は収容率50%以内のいずれか大きい方	なし
感染警戒区域（オレンジ）		あり（イートインコーナーやテーブルの設置など会食につながる場面を制限）
感染急増圏域（赤）	次の収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度（=両方の条件を満たす必要） ○収容率 50% (収容定員なし：十分な人ととの間隔（1m）) ○人数上限 5,000人	あり（イートインコーナーやテーブルの設置など会食につながる場面を制限）
○まん延防止等重点措置の適用時（宮崎市：8/27～9/30、日向市・門川町：8/27～9/12）は、開催時間を21時までに制限 ○まん延防止等重点措置適用解除後は、経過措置として、人数上限を10,000人に制限（10/1～10/30）		

#### ②イベント開催に係る事前相談窓口の設置

国の通知に基づき、「全国的な移動を伴うイベント」又は「参加者が1,000人を越えるようなイベント」を対象に事前相談窓口を設置し、主催者等からの相談に対応し、人数制限や必要な感染防止対策について確認を行うことで、感染防止対策を徹底した上でイベント開催の促進を図った。

#### ③イベントの開催における感染防止対策の徹底

第5波の期間において、県内では、民間の大規模なスポーツイベント、国文祭・芸文祭や音楽祭など、県が主催するイベントが開催されたが、開催制限の基準を遵守し、感染防止対策を徹底して開催されており、これらのイベントにおいて、クラスターの発生など、イベントの開催に起因する感染の拡大は確認されなかった。

## 【国文祭・芸文祭みやざき 2020 開会式】

日時：7月3日

会場：メディキット県民文化センター演劇ホール（会場収容定員：1,112人）

参加人数：470人

取組：座席を1席間隔で配置し、収容率50%以下とした上で、以下の対策を講じて開催。

<対策>入退場時及びトイレ等でのスタッフの誘導による密の回避、参加者の検温・マスク着用及び手指消毒の徹底、出演者及び運営スタッフに対する大会2週間前以降から検温及び行動状況に係るセルフチェック並びにPCR検査による陰性確認 等

## 【鷹の祭典 2021】

日時：8月31日

会場：ひなたサンマリンスタジアム（会場収容定員：30,000人）

参加人数：7,484人

取組：チケットの販売期間中の感染拡大に伴い、国のイベント基準を準用し、球団に人数制限を要請。球団はチケット販売を停止し、参加人数抑制の下で、以下の対策を講じて開催。

<対策>観客の検温、手指消毒の実施や、市松模様の配席による間隔の確保、試合終了後のブロックごとの退場による密の回避、応援方法の規制（例：応援歌歌唱・タオルを振り回す応援・風船使用の禁止） 等



国文祭・芸文祭プログラムにおける  
会場設営例（座席を1席間隔で配置）



鷹の祭典 2021  
(ひなたサンマリンスタジアム)

## （2）今後の対策

コロナ対策において、感染防止対策と経済社会活動の両立が求められる中、国において、「ワクチン・検査パッケージ」の活用等による制限緩和に向けた対処方針等の見直しが行われており、今後国から示される新たな基準を踏まえ、県においてもイベントの開催制限基準の必要な見直しを行う。

## 6 高齢者施設対策

### (1) 取組状況

#### ①「まん延防止等重点措置」の適用に基づく一斉検査の実施

本県への「まん延防止等重点措置」適用に伴い、「重点措置区域」に指定した宮崎市、日向市及び門川町の高齢者施設等への一斉検査を実施した。

検査対象	検査件数	陽性件数
宮崎市	3, 648件	0件
日向市	1, 599件	0件
門川町	328件	0件

#### ②初動対応の徹底

災害派遣医療チーム（D M A T）の医師、感染管理認定看護師（ICN）を感染者が確認された施設に速やかに派遣し、各施設と連携して、感染発覚時の初動対応や感染拡大防止対策を実施した。

### (2) 今後の対策

ワクチン接種後も感染のリスクは完全になくならないことを周知した上で、引き続き、関係団体や各施設との連携の下、各対策を継続していくとともに、施設内で感染が発覚した場合に、必要に応じて応援職員を派遣するなど、施設内での感染拡大防止に向けた支援を実施する。

## 7 市町村との連携

### (1) 取組状況

①早期の行動要請に係る市町村との協議の実施・ホットラインによる情報共有

感染警戒区域（オレンジ区域）や感染急増圏域（赤圏域）の指定に当たり、事前に関係市町村との協議を実施（10市町村）するとともに、ホットラインを活用し、新規感染者の情報や県内の感染状況等を毎日、市町村にメールで送付し、情報の共有を行った。

②知事と市町村長との Web 会議

県内の各市町村と緊密に連携しながら対策を講じるため、「感染拡大緊急警報（レベル3）」及び「緊急事態宣言（レベル4）」の発令や本県への「まん延防止等重点措置」適用等に当たり、事前に知事と市町村長との Web 会議を実施（7回）した。



<市町村長との Web 会議>

③宮崎市保健所への支援

新規感染者が爆発的に増加した宮崎市保健所に対して、県より、医師、保健師等を派遣し、市と連携して疫学調査等の強化を図った。また、急増していた自宅療養者への健康管理を強化するため、パルスオキシメーターを市に貸与するとともに、訪問看護ステーションの看護師を派遣した。

### (2) 今後の対策

今後も、各市町村と日々の感染状況等に係る情報共有を図るとともに、警報発令や感染状況の区分の指定、行動要請の実施等に当たっては、市町村との事前の協議を行うなど、県と市町村がしっかりと連携し、対策を講じていく。

また、災害時における自宅療養者本人の生命、身体の保護や、避難所の円滑な設置・運営のため、自宅療養者に関する個人情報について、市町村と共有する。

## 8 県民への普及啓発

### (1) 取組状況

#### ①県民への情報発信

第5波の期間中、感染状況に応じて、隨時、知事会見を実施（18回）し、県内の感染状況や県民への行動要請等を周知するとともに、毎日の県政記者クラブ向けのレクにおいて、感染状況の詳細な説明や県民への注意喚起を行った。8月24日には、入院患者の急増に伴い、医療崩壊の危機が迫る中、知事と県医師会長が共同で会見を行い、「いのちを守るために緊急メッセージ」を発出し、県民向けに感染防止対策の徹底を訴えた。

また、宮崎県新型コロナウイルス感染症対策特設サイト内の「データで見る宮崎県の感染状況」等のページにおいて、グラフ等を用いて感染状況を公表した。さらに、人の移動が多くなる夏休み期間中の7月19日から8月31日を「感染拡大防止強化月間」と設定し、テレビCMや新聞広告、若年層向けにSNS等を活用し、行動要請への協力等について、広く呼びかけを行った。

#### ○広報実績

##### ■ 6月～7月 夏休み前の呼びかけ（全都道府県との往来自粛）

- ・タウンみやざき カラー広告
- ・新聞広告（宮崎日日新聞 全15段カラー）
- ・知事CM（30秒、各局88回）
- ・SNS広告（Twitter、Facebook、Instagram、YouTube等 県内在住若年層対象）

##### ■ 8月 県独自の「緊急事態宣言」発令に伴う啓発

- ・新聞広告（宮崎日日新聞 全15段カラー）
- ・知事CM（30秒、各局88回）
- ・SNS広告（Twitter、Facebook、Instagram、YouTube等 県内在住若年層対象）

##### ■ 9月 国の「まん延防止等重点措置」適用に伴う啓発

- ・新聞広告（宮崎日日新聞 全15段カラー）



<県医師会長との共同会見>



<空港での注意喚起>

## ②来県者・帰県者への注意喚起

各交通機関（空港、駅、バス乗り場、フェリーターミナル）の窓口等において、チラシ掲示等を実施し、来県者等に対する注意喚起を行った。

## ③新型コロナ感染に伴う差別、誹謗中傷への対応

県と関係31団体が共同で発出した「STOP!コロナ差別オールみやざき共同宣言」の周知を行うとともに、賛助企業・団体等を継続的に募集した（55団体・令和3年10月31日現在）。

また、「STOP!コロナ差別」をテーマにしたポスターを作成し、関係機関に配布（7月）したほか、コロナ差別防止に関するテレビCMの放送（8月）やSNSでの広告の配信（9月）などの啓発を行うとともに、相談対応を行った。

その他、コロナ禍での差別、誹謗中傷の状況を踏まえ、県民一人ひとりがお互いの人権を尊重し合い、差別や偏見のない社会づくりを進めていくことを目的とした「宮崎県人権尊重の社会づくり条例（仮称）」の制定に向けて、有識者で構成する検討委員会を開催した（7月、8月、11月開催）。



## ④患者・医療従事者等へのケア

患者やその家族、医療従事者等の心のケアに取り組むため、精神保健福祉センターに専門の相談員を配置し、相談対応を実施した。また、宮崎大学医学部と連携し、精神科医師や看護師、公認心理師等による電話・Webでの相談対応を実施した。

## （2）今後の対策

### ①感染再拡大防止に向けた呼びかけ

第5波ではこれまでと同様、全国的な人の移動（夏休み）に伴い、都市部での感染が県内に持ち込まれ、感染が拡大している。今後、全国的に感染再拡大の兆しが見られる時には、年末年始等の人の移動が多くなる時期に、国に対して人流抑制に関する国民向けの強いメッセージの発信を求めていく。

また、県においては、都市部等の感染状況を注視しながら、必要に応じて県内での感染の再拡大を防ぐための適切な行動要請を行うとともに、県民向けにわかりやすいメッセージを発信していく。

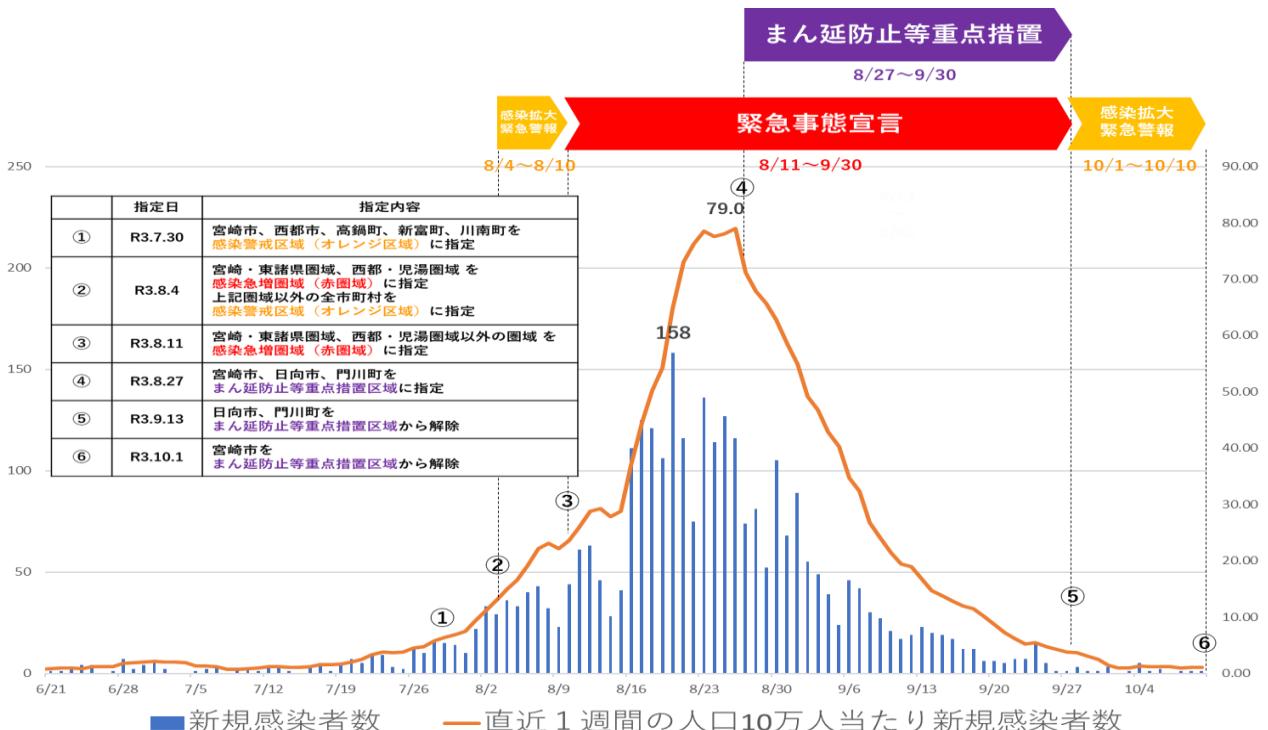
### ②若年層に向けた情報発信

第5波では第4波に引き続き若年層の感染が多く、SNS等を活用した若年層への情報発信を継続して実施していく。

## 9 警報発令・県民への行動要請

### (1) 取組状況

月	日	主な対応
7	16	・夏休み期間中の7月19日～8月31日を「感染拡大防止強化月間」に設定 ・上記期間について、全都道府県を対象に不要不急の往来自粛及び来県自粛を要請
7	30	・宮崎市、西都市、高鍋町、新富町、川南町を「感染警戒区域（オレンジ区域）」に指定（～8月19日）
8	4	・「感染拡大緊急警報（レベル3）」を発令（～8月24日） ・宮崎・東諸県圏域、西都・児湯圏域を「感染急増圏域（赤圏域）」に指定（～8月24日） ・宮崎・東諸県圏域、西都・児湯圏域以外の全市町村を「感染警戒区域（オレンジ区域）」に指定（～8月24日）
	5	・宮崎市の飲食店等への営業時間短縮要請の実施（8月6日～8月24日）を決定
	11	・県独自の「緊急事態宣言（レベル4）」を発令（～8月31日） ・宮崎・東諸県圏域、西都・児湯圏域以外の全圏域を「感染急増圏域（赤圏域）」に指定
	13	・飲食店等への営業時間短縮要請の県内全市町村への拡大（8月14日～8月24日）を決定
	18	・国に対し、「まん延防止等重点措置」の適用を要請
	20	・飲食店等への営業時間短縮要請の延長を決定（～8月31日）
	25	・国において、本県への「まん延防止等重点措置」適用の決定（8月27日～9月12日）
	26	・宮崎市、日向市、門川町の「重点措置区域」への指定を決定（8月27日～9月12日） ・県独自の「緊急事態宣言（レベル4）」の発令及び飲食店等への営業時間短縮要請の延長を決定（～9月12日）
	9	・国において、本県への「まん延防止等重点措置」適用期間延長の決定（～9月30日） ・宮崎市の「重点措置区域」指定の延長（～9月30日）及び日向市、門川町の「重点措置区域」指定の終了を決定 ・県独自の「緊急事態宣言（レベル4）」の発令及び営業時間短縮要請の延長を決定（～9月30日）
	28	・国において、本県への「まん延防止等重点措置」の適用終了の決定 ・宮崎市への「重点措置区域」指定の終了を決定
	29	・県独自の「緊急事態宣言（レベル4）」から「感染拡大緊急警報（レベル3）」への移行を決定（10月1日～10月10日） ・宮崎市の「感染警戒区域（オレンジ区域）」への指定を決定（10月1日～10月10日）
10	8	・「感染拡大緊急警報（レベル3）」から「特別警報（レベル2）」への移行を決定（10月11日～） ・宮崎市への「感染警戒区域（オレンジ区域）」指定の終了を決定（10月11日～）



県内では、7月中旬から下旬にかけて、宮崎・東諸県圏域、西都・児湯圏域を中心に感染者が増加したため、7月下旬に宮崎市、西都市、高鍋町、新富町及び川南町を感染警戒区域（オレンジ区域）に指定するなど、圏域毎の感染状況に応じた対応を行った。また、8月に入ると、県外由来の感染が拡大したため、8月4日には、県全域に「感染拡大緊急警報（レベル3）」を発令するとともに、特に感染が拡大している宮崎・東諸県圏域及び西都・児湯圏域を感染急増圏域（赤圏域）に指定した。その後も感染者が急増したため、お盆休みの人流増加を前に、8月11日に3度目となる県独自の「緊急事態宣言（レベル4）」を発令した。

宣言発令後も宮崎市を中心にクラスターが続発し、感染急拡大に歯止めがかからず、1日当たりの新規感染者が100人を超えるなど、かつてない感染爆発の状況に至ったため、8月18日に国に対し「まん延防止等重点措置」の適用を要請し、8月27日に初めて適用された。これを受け、宮崎市、日向市及び門川町を「重点措置区域」に指定するとともに、県独自の「緊急事態宣言（レベル4）」の発令期間について、「まん延防止等重点措置」の適用期間に合わせて9月12日まで延長した。

その後、本県への「まん延防止等重点措置」の適用期間の延長を受け、依然として感染状況が高い水準にあった宮崎市への「重点措置区域」の指定を延長し、比較的落ち着いた状況にあった日向市及び門川町への指定を終了した。また、県独自の「緊急事態宣言（レベル4）」の期間について、国の「まん延防止等重点措置」の終期である9月30日まで再延長した。

県内の感染が沈静化に向かい、9月30日をもって本県への「まん延防止等重点措置」の適用が終了したことから、10月1日に県独自の「緊急事態宣言（レベル4）」から「感染拡大緊急警報（レベル3）」に移行し、その後、感染が再拡大することなく沈静化したため、10月10日に「特別警報（レベル2）」に移行した。

#### ①早期の行動要請の実施

第5波では、極めて強い感染力を持つデルタ株の影響を踏まえ、市町村と連携し、第4波までの対応よりもさらに早いタイミングで「感染警戒区域（オレンジ区域）」、「感染急増圏域（赤圏域）」の指定及び同指定に基づく行動要請等を行った。

指定日	指定内容	指定時の各圏域の人口10万人当たりの新規感染者数	第4波での対応状況
R3.7.30	宮崎市、西都市、高鍋町、新富町、川南町を「感染警戒区域（オレンジ区域）」に指定	9.7人（宮崎・東諸県） 16.6人（西都・児湯）	—
R3.8.4	「感染拡大緊急警報（レベル3）」を発令	14.9人（県全体）	16.2人（県全体）
	宮崎・東諸県郡圏域、西都・児湯圏域を「感染急増圏域（赤圏域）」に指定	22.5人（宮崎・東諸県） 34.2人（西都・児湯）	—
R3.8.11	「緊急事態宣言（レベル4）」を発令	25.9人（県全体）	28.1人（県全体）
R3.8.27	宮崎市、日向市、門川町を「まん延防止等重点措置区域」に指定	113.0人（宮崎・東諸県） 84.0人（日向・東臼杵）	—

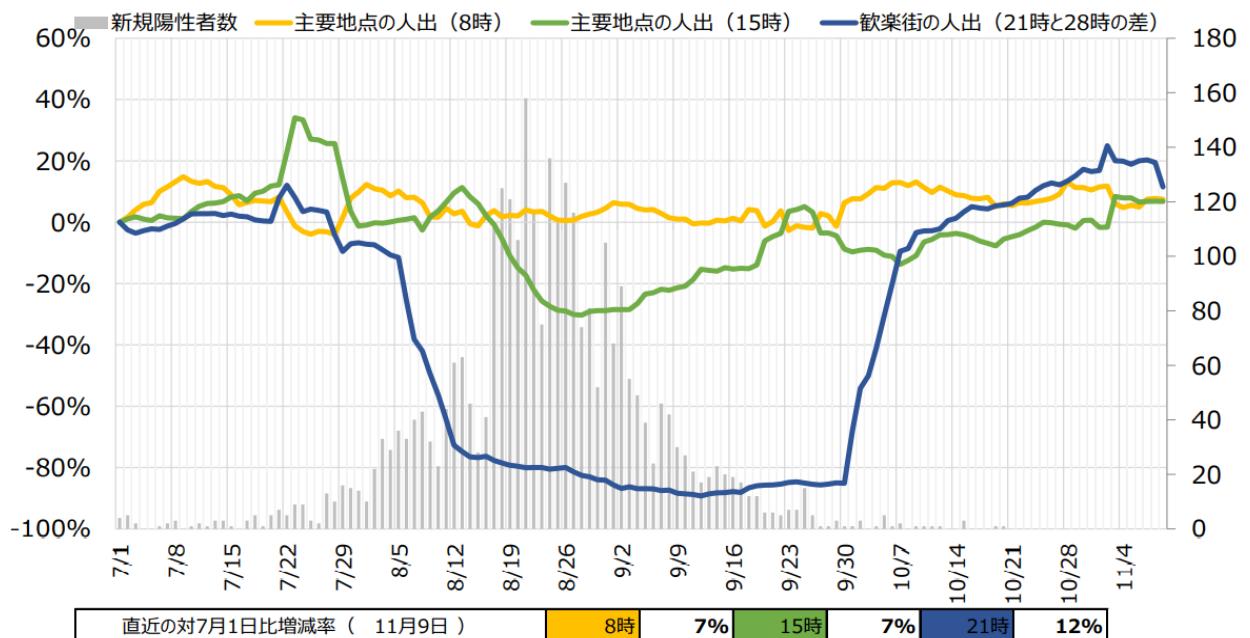
<第3波の検証を踏まえた早期の行動要請の目安>

区分	県対応方針の目安	運用の目安	
<b>感染警戒区域 (オレンジ区域)</b>	新規感染者の急増や、感染経路不明の例続発、感染者集団の続発などにより、国基準ステージ3相当又はそのおそれがある	従来	今後
		新規感染者数 15人	新規感染者数 10人
<b>感染急増圏域 (赤圏域)</b>	新規感染者の急増や、感染経路不明の例続発、感染者集団の続発などにより、国基準ステージ4相当又はそのおそれがある	従来	今後
		新規感染者数 25人	新規感染者数 20人

※1 感染が急増している市町村単位などの区域（市町村と区域の設定を協議）で設定する。

※2 なお、実際の指定は、各圏域・市町村の人口規模や積極的疫学調査に基づく感染見通し等を踏まえ、総合的に判断する。

※宮崎市の人流の推移（7月1日との比較）（内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室提供資料）



モバイル空間統計® データ提供元：(株)NTTドコモ、(株)ドコモ・インサイトマーケティング ※「モバイル空間統計®」は株式会社NTTドコモの登録商標です。

宮崎・東諸県圏域の「感染急増圏域（赤圏域）」の指定や、県独自の「緊急事態宣言（レベル4）」の発令に伴い、不要不急の外出自粛や飲食店等への営業時間短縮要請等を実施した結果、特に夜間の飲樂街の人流が抑えられており、飲食店等でのクラスター発生の減少につながったと考えられる。

②国の「まん延防止等重点措置」の適用に伴う要請

○県民や事業者等への要請内容の概要

内容	まん延防止等重点措置	県独自の「緊急事態宣言」
対象地域	宮崎市、日向市、門川町	左記以外の地域
要請期間	(宮崎市) 8月27日(金)～9月30日(木) (日向市、門川町) 8月27日(金)～9月12日(日)	～9月30日(木)
県民への要請	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則、外出自粛</li> <li>外出機会（回数・時間）の半減</li> <li><b>20時以降、飲食店へのみだりな出入りの自粛</b></li> <li><b>感染対策が徹底されていない施設、時短要請に応じていない飲食店等の利用自粛</b></li> <li><b>路上・公園等での集団飲酒等の自粛</b></li> <li>原則、県外との往来自粛</li> <li>原則、県外からの来県自粛</li> </ul>	
飲食店等への要請	<ul style="list-style-type: none"> <li>20時までの営業時間短縮</li> <li><b>酒類提供を終日行わないこと</b></li> <li><b>飲食を主とする店舗におけるカラオケ設備を利用しないこと</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>20時までの営業時間短縮</li> <li>酒類提供は19時まで</li> </ul>
大規模集客施設等への要請	<ul style="list-style-type: none"> <li>20時までの営業時間短縮</li> <li><b>大規模商業施設、百貨店の地下の食品売り場等の入場者の整理等</b></li> </ul>	—
イベントの開催制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>収容率50%以内かつ上限5000人以下</li> <li>会食につながる場面の制限</li> <li><b>21時までの開催時間制限</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>収容率50%以内かつ上限5000人以下</li> <li>会食につながる場面の制限</li> </ul>
事業者等への要請	<ul style="list-style-type: none"> <li>業種別ガイドラインの遵守</li> <li><b>出勤者数の7割削減</b>に向けたテレワークの活用や休暇取得の促進</li> </ul>	

○飲食店等への要請

内容	まん延防止等重点措置	県独自の「緊急事態宣言」
対象地域	宮崎市、日向市、門川町	左記以外の地域
要請期間	(宮崎市) 8月27日(金)～9月30日(木) (日向市、門川町) 8月27日(金)～9月12日(日)	～9月30日(木)
酒類の提供	<b>終日行わないこと</b> (利用者による酒類の店内持込みを含む)	19時まで
カラオケ設備の利用	<b>飲食が主たる業の店舗においては終日利用しないこと</b>	—
営業時間	20時までの営業時間短縮	

	まん延防止等重点措置	県独自の「緊急事態宣言」
対象地域	宮崎市、日向市、門川町	左記以外の地域
対象店舗	時短要請に協力する店舗	時短要請に協力する店舗
支給日額	売上規模に応じて、1店舗1日当たり 3万円～10万円	売上規模に応じて、1店舗1日当たり 2.5万円～7.5万円
	大企業	売上高減少額に応じて、1店舗1日当たり最大20万円

○大規模集客施設等への要請

- ・20時までの営業時間短縮（イベント開催時及び映画館は21時まで）

対象地域	宮崎市、日向市、門川町	
要請期間	(宮崎市) 8月27日(金)～9月30日(木) (日向市、門川町) 8月27日(金)～9月12日(日)	
対象施設	大規模施設	テナント・出店者等
	新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第11条第1項各号に掲げる次の施設のうち多数の者が利用する施設で、床面積が1,000m <sup>2</sup> を超える施設	左記施設の一部を賃借することにより、当該施設に来場した一般消費者を対象に事業を営む事業者等 ※飲食店に対する時短要請協力金の支給を受けた事業者を除く

	大規模集客施設	テナント等
交付対象	特措法第24条第9項に基づく時短要請に全面的に協力いただいた床面積1,000m <sup>2</sup> 超の施設  注)劇場、集会場、ホテル・旅館等は協力金の対象外	左記施設の一部を賃借するテナント等
交付額①	1,000m <sup>2</sup> 毎に20万円×時短率(※2)×時短日数 (テナント事業者等管理把握加算) テナント等数×2千円×時短率(※2)×時短日数  注) 映画館については①に加えて②の取扱あり	100m <sup>2</sup> 毎に2万円×時短率(※2)×時短日数 等

	映画館運営事業者	映画配給会社
交付額②	スクリーン数×2万円×(時短で上映できなかった回数÷本来の上映回数)×時短日数	スクリーン数×2万円×(時短で上映できなかった回数÷本来の上映回数)×時短日数

(※1)協力金の対象については、8月30日(月)午後8時から9月13日(月)午前5時まで営業時間短縮に協力した場合に支給  
(8月27日(金)、8月28日(土)、8月29日(日)から協力した場合は加算)

(※2)時短率:時短した時間÷時短前(通常)の営業時間

- ・大規模商業施設、百貨店の地下の食品売り場等の入場者の整理等

大規模商業施設（床面積が1,000m<sup>2</sup>を超える百貨店等の物品販売業を営む店舗）や百貨店の地下の食品売り場等の施設管理者に対し、人数管理・制限、誘導などにより入場者が密集することがないよう要請を行った。

③県外との往来自粛及び県外からの来県自粛要請

夏休み期間中の人の移動に伴う感染持込みを防ぐため、7月19日から全都道府県との不要不急の往来自粛及び全都道府県からの不要不急の来県自粛を要請した。その後も、全国の感染状況等を踏まえ、「感染拡大緊急警報（レベル3）」から「特別警報（レベル2）」に移行する10月10日まで同要請を継続した。

## (2) 今後の対策

### ①早期の行動要請の継続

感染の早期封じ込めの観点から、市町村と連携し、県内で感染拡大の端緒が見られる際には、引き続き、早期の行動要請を実施していく。なお、その目安については、国が示すステージ指標の見直し等の状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

### ②「ワクチン・検査パッケージ」等への対応

国において、出口戦略として「ワクチン・検査パッケージ」や飲食店の認証制度を前提とした制限緩和が検討されており、今後の議論の動向を注視しながら適切に対応していく。

### ③県外からの持ち込みリスクへの対応

第5波では、これまでと同様に都市部での感染が人の移動を通じて県内に持ち込まれ、その後の感染拡大につながっている。県内で感染が落ち着いている状況であっても、都市部において感染拡大の傾向が見られた際には、県外との往来自粛等の行動要請を適切に実施するとともに、県民への注意喚起を行っていく。

### ④早期の検査及び医療機関受診の促進

第5波では、これまでと同様、症状がある中、医療機関の受診が遅れたため、家族等に感染が拡大した事例が多く確認されており、引き続き、早期の医療機関受診を呼びかけるとともに、一般県民向けのPCR検査センター等を活用した早期の検査について啓発を実施していく。

## 10 ワクチン接種の推進

### (1) 取組状況

①接種促進のための市町村への支援及び県の取組

#### (i) 高齢者接種

○県主催の広域集団接種の実施

2 地域（西諸県、西都児湯） 計 8 日間（6/26～8/1） 計 5, 891 回

○接種の加速化に対する支援事業の実施

7月末までに、希望者への接種を完了するため、休日の個別接種の促進、集団接種における医療従事者の確保など、市町村が行うワクチン接種が加速するよう支援事業を実施した。

#### (ii) 一般接種

○大規模集団接種の実施

3 会場（県央、県北、県西） 計 35 日間（8/7～10/17） 計 30, 717 回

○接種の加速化に対する支援事業の実施

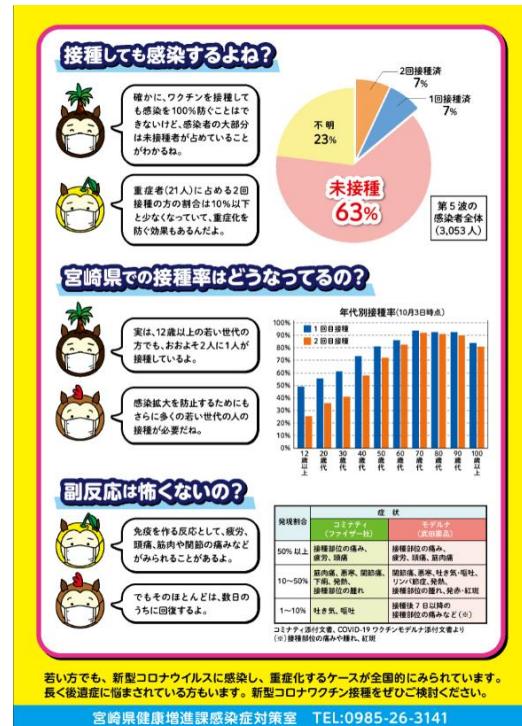
11月までに、希望者への接種を完了するため、休日の個別接種の促進、集団接種における医療従事者の確保など、市町村が行うワクチン接種が加速するよう支援事業を実施した。

#### (iii) 若年層

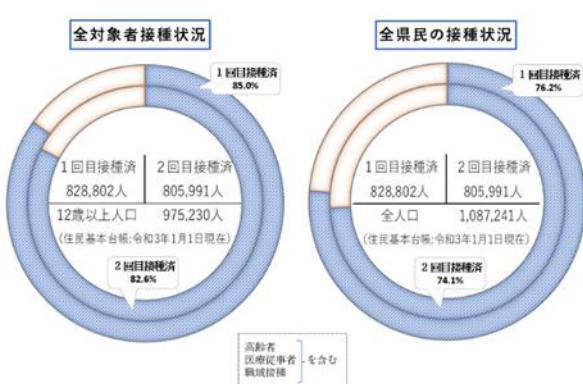
○「宮崎県若者ワクチン接種センター」の開設

若年層をメインターゲットに、予約なしでも受付可能な接種会場を県庁に開設

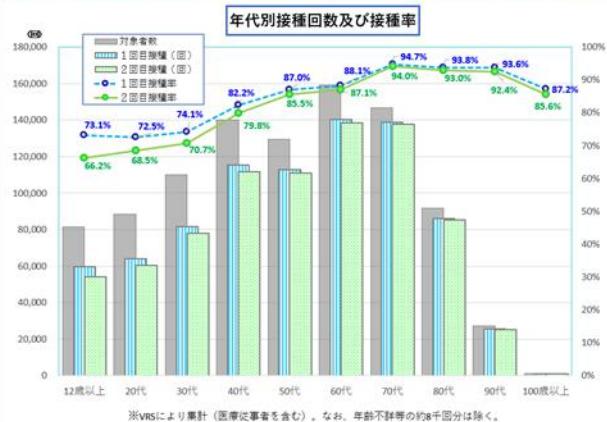
計 6 日間（10/16～31）※1回目のみ 計 1, 160 回



## 新型コロナワクチンの接種状況について（11月10日現在）



## 新型コロナワクチンの接種状況について（11月10日現在）



### ②啓発活動の実施について

新聞、タウン誌等の各媒体を活用した啓発のほか、SNSやテレビ広告による動画の配信を実施した。

特に、若年層については、第5波において感染が増加したことから、接種による効果とリスクについての周知を図るとともに、一人でも多くの方に接種いただけるよう接種の検討を呼びかけた。



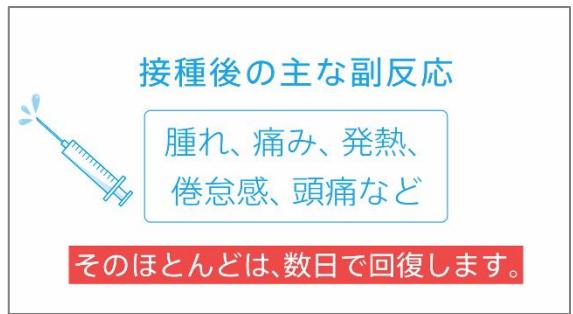
**ワクチン接種が順調に進んでいます。**

(知事メッセージ動画の配信)

### ○若年層をターゲットとする動画配信の強化 (twitter、LINE、TVer、街頭ビジョン等)



(動画「重症化編」)



(動画「副反応編」)

○SNS、チラシ、新聞広告による「宮崎県若者ワクチン接種センター」の周知

○ワクチンの効果・正しい情報に関するチラシを小・中・高等学校の全対象者に配布

○大学・専門学校へのポスター・チラシの配布のほか関係団体等を通じての啓発

○銀行、コンビニ等におけるポスター・チラシの掲示



## (2) 今後の対策

### ①ワクチン接種率の向上

引き続き市町村等と連携しながら、接種率向上のために必要な施策を進めていく。

### ②追加接種に向けた接種体制の構築

厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会において、追加接種を行う方向性が示されたことから、引き続き市町村等と連携しながら、追加接種に向けた接種体制の構築を進めていく。

#### (i) 対象者等

原則、現行の住民接種の仕組みにより行われ、2回目接種後、概ね8か月以上経過し、追加接種を希望する方を対象に検討されている。

#### (ii) 開始時期

2回目接種が完了した方から順次、接種券が発送され、接種が開始される。最初に接種が進められた医療従事者は12月上旬からの開始となる予定。

想定スケジュール	令和3年11月	令和3年12月	令和4年1月	令和4年2月	令和4年3月	令和4年4月
	接種券 送付	医療従事者	高齢者等			

#### (iii) 使用ワクチン

1・2回目に用いたワクチンの種類に関わらず、mRNAワクチンを用いることが考えられる。（ファイザー製ワクチン、武田／モデルナ製ワクチン）

## 「まん延防止等重点措置」の適用に伴う取組一覧

参考

第5波では、感染力の極めて強いデルタ株の影響で、1日の新規感染者数が連日100人を超える感染爆発の状況に至り、8月27日から本県に初めて国の「まん延防止等重点措置」が適用された

- 適用期間：8月27日～9月30日
- 重点措置区域：宮崎市、日向市、門川町

### ○県民・事業者への要請

内容	まん延防止等重点措置	県独自の「緊急事態宣言」
対象地域	宮崎市、日向市、門川町	左記以外の地域
要請期間	(宮崎市) 8月27日(金)～9月30日(木) (日向市、門川町) 8月27日(金)～9月12日(日)	～9月30日(木)
県民への要請	<ul style="list-style-type: none"><li>・原則、外出自粛</li><li>・外出機会（回数・時間）の半減</li><li>・20時以降、飲食店へのみだりな出入りの自粛</li><li>・感染対策が徹底されていない施設、時短要請に応じていない飲食店等の利用自粛</li><li>・路上・公園等での集団飲酒等の自粛</li><li>・原則、県外との往来自粛</li><li>・原則、県外からの来県自粛</li></ul>	
飲食店等への要請	<ul style="list-style-type: none"><li>・20時までの営業時間短縮</li><li>・酒類提供を終日行わないこと</li><li>・飲食を主とする店舗におけるカラオケ設備を利用しないこと</li></ul>	
大規模集客施設等への要請	<ul style="list-style-type: none"><li>・20時までの営業時間短縮</li><li>・大規模商業施設、百貨店の地下の食品売り場等の入場者の整理等</li></ul>	
イベントの開催制限	<ul style="list-style-type: none"><li>・収容率50%以内かつ上限5000人以下</li><li>・会食につながる場面の制限</li><li>・21時までの開催時間制限</li></ul>	
事業者等への要請	<ul style="list-style-type: none"><li>・業種別ガイドラインの遵守</li><li>・出勤者数の7割削減に向けたテレワークの活用や休暇取得の促進</li></ul>	

- 営業時間短縮要請に応じない飲食店等への特措法に基づく命令等の実施  
(命令15店舗、過料事件通知13店舗)

- 「重点措置区域」に指定した宮崎市、日向市、門川町の高齢者施設等への一斉検査の実施  
(5, 575件)